

# 過疎地域持続的発展計画

東 広 島 市

令和3年12月

(令和4年3月 一部改訂)

(令和7年2月 一部改訂)

# 目 次

計画策定の趣旨等	1
1 基本的な事項	2
(1) 市の概況	2
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	2
イ 過疎地域の状況	5
ウ 社会経済的発展の方向の概要	7
(2) 人口及び産業の推移と動向	8
ア 人口の推移と動向	8
イ 産業の推移と動向	14
(3) 行財政等の状況	17
ア 行財政の状況	17
イ 施設整備水準	20
(4) 地域の持続的発展の基本方針	23
ア 過疎地域の取組みの方向	23
イ 重点施策の方向性	24
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	26
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	27
(7) 計画期間	27
(8) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	27
ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
イ 過疎計画における考え方との整合性	28
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	30
3 産業の振興	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	33
(3) 計画	35
(4) 産業振興促進事項	36
(5) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	36
4 地域における情報化	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	39
5 交通施設の整備、交通手段の確保	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	42
(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	44
6 生活環境の整備	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 計画	49
(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	50
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	53
(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	53

8	医療の確保	54
	(1) 現況と問題点	54
	(2) その対策	54
	(3) 計画	54
9	教育の振興	55
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	55
	(3) 計画	57
	(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	57
10	集落の整備	59
	(1) 現況と問題点	59
	(2) その対策	59
	(3) 計画	60
	(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	60
11	地域文化の振興等	61
	(1) 現況と問題点	61
	(2) その対策	61
	(3) 計画	61
	(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	61
12	再生可能エネルギーの利用の推進	63
	(1) 現況と問題点	63
	(2) その対策	63
	(3) 計画	63
	(4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合	63
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	64
	(1) 現況と問題点	64
	(2) その対策	64
	事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	65

## 計画策定の趣旨等

### 【計画策定の趣旨】

過疎地域に対しては、人口の急激な減少やそれに伴う諸問題に対応するため、昭和45（1970）年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4度の法的措置により、各種の対策が講じられてきたところである。

平成12（2000）年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）」は、過疎地域の置かれた厳しい現状や各地域からの立法措置への強い要望を踏まえ、ハード対象事業の追加のほか、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、平成22（2010）年度から過疎対策事業債（過疎債）のソフト事業への充当拡大等を盛り込み、平成26（2014）年度からは過疎債の対象施設を追加するなどの改正が行われた。

一方、本市においては、平成17（2005）年2月の合併後、旧過疎法第33条第2項の規定により、福富町、豊栄町、河内町（以下「福富地域、豊栄地域、河内地域」という。）の区域のみが過疎地域とみなされ（いわゆる「一部過疎」）、同法が適用されていた。

この平成17（2005）年の合併以降、令和2（2020）年度までに85億円規模の過疎対策事業を実施し、地域住民の生活の維持・向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、全国的な傾向と同様に、依然として過疎化に歯止めがかからない状況にある。

こうした中、令和3（2021）年度において、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）」が施行され、一部過疎の要件が見直しされたことにより、本市はいわゆる「卒業団体」となったものの、激変緩和のための経過措置期間が設けられたことから、本計画は、これまでの過疎対策の成果を踏まえつつ、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を期間とする地域の持続的な発展に関し必要な事項を定めるものである。

なお、計画の策定に当たっては、広島県の過疎地域持続的発展方針との整合性を確保するとともに、第五次東広島市総合計画に基づく全市的な土地利用構想（拠点及びネットワークの形成、戦略的な土地利用の方向性等）のほか、新たな社会情勢（Society5.0、SDGs、デジタルトランスフォーメーション（DX）、コロナとの共生など）を踏まえることとし、過疎を取り巻く課題や新たな潮流に適切かつ柔軟に対応していく必要があることから、必要に応じて計画の見直しを行うほか、6年目の計画については、令和8（2026）年度からの広島県方針の策定を踏まえ、必要な変更を加えることとする。

### 【対象地域】

対象地域は、新過疎法附則第7条第1項に規定する特定市町村の区域である福富地域、豊栄地域、河内地域（以下、これら三つの区域を総称して「過疎地域」という。）とする。

なお、合併後の一体的な地域の発展を図るため、計画策定に当たっては、全市的な観点からの施策についても配慮する。

# 1 基本的な事項

## (1) 市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (ア) 自然的条件

- 本市は広島県のほぼ中央に位置し、東経132° 44′ 37″ 北緯34° 25′ 37″（市役所庁舎）、東西29.42km、南北39.99km、その面積は635.16km<sup>2</sup>で、広島県の約7.5%を占めている。
- 西は広島市、北は安芸高田市と三次市、東は三原市と世羅郡世羅町、南東は竹原市、南西は呉市と安芸郡熊野町に接しており、周囲を標高約500m～750mの山々に囲まれた標高200m～400mの盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平地に恵まれている。
- 一方、南東部は、瀬戸内海に面しており、沿岸部には小規模な平坦地が広がり、海域には大芝島をはじめとする大小7つの島が点在する。
- 水系は、一級河川太田川、江の川等6水系<sup>(\*)</sup>に属しており、沼田川水系と黒瀬川水系の流域が大部分を占めている。また、南部地域は、5河川<sup>(\*\*)</sup>が南北に流れているが、まとまりのある流域は構成されていない。  
(\*) 6水系 一級河川：太田川、江の川、二級河川：瀬野川、黒瀬川、沼田川、賀茂川  
(\*\*) 5河川 二級河川：高野川、蛇道川、三津大川、木谷郷川、三畝川
- 気候は、市域が南部の沿岸部から北部の内陸部まで広がっているため、冬季の気温や積雪量に差異が見られるが、総じて比較的温暖な気候である。

#### <気象条件>

	年平均気温			年平均 降水量	年間平均 日照時間
	最高気温	最低気温			
中部	13.7度	31.5度(8月)	-2.6度(1月)	1,457.6mm	1,925.6時間
南部	15.4度	30.0度(8月)	1.9度(2月)	1,212.3mm	2,190.8時間

資料 気象庁ホームページ（過去の気象データ）

注 中部は東広島、南部は竹原における、平成3年～令和2年の平均値

#### (イ) 歴史的条件

- 本市における明治時代以降の行政区域の変遷をみると、明治22（1889）年の大合併当時は36の村に分かれていた。
- その後合併を繰り返し、昭和の大合併の段階で、9町（西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）となり、併せて郡の再編成が行われた。
- 昭和49（1974）年4月20日に、4町（西条町、八本松町、志和町、高屋町）が合併して市制を施行した。
- 平成17（2005）年2月7日に、5町（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）を編入し、現在に至っている。

《東広島市の主な変遷》



#### (ウ) 社会的条件

- 本市の道路網は、高速道路網として山陽自動車道（河内IC、高屋JCT・IC、西条IC、志和IC）が東西に走っているほか、南北には東広島・呉自動車道が走っている。また、国道2号、国道185号、国道375号、国道432号、国道486号の5路線が本市の骨格道路としての役割を果たしているほか、主要地方道12路線、一般県道25路線が国道を補完している。
- 公共交通機関は、JR山陽新幹線の東広島駅が設置されているほか、JR山陽本線（7駅）が本市の中央を、JR呉線（2駅）が本市の沿岸部を東西に横断している。
- 幹線道路にはバス路線があり、黒瀬地域、福富地域、豊栄地域、安芸津地域においては、市中心部と連絡するバスが地域住民の重要な移動手段となっている。
- 本市は広島空港に隣接していることから、大都市圏や国内外との広域的な移動や物流体制の構築が可能である。
- 南部地域では、安芸津港と大崎上島の大西港を結ぶフェリーが就航しており、同島への移動手段として重要な役割を果たしている。
- 土地利用は、都市化の進展とともに宅地や道路等が増加し、農地は減少を続けているが、市域に占める農地の割合は11.3%で、森林を除いた土地利用の3分の1を占めており、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など、農地は生活・環境面に大きな役割を果たしている。（令和元年東広島市調べ）

#### (エ) 経済的諸条件

- 県内有数の耕地面積を誇る本市の農業は、稲作を中心に展開されてきたが、農産物の輸入拡大や米消費の減少等に伴う農産物価格の低迷により、農業産出額の減少や収益性が低下するなど、経営的に厳しい状況にある。
- 林業は、全国的な動向と同様に厳しい状況にあるが、近年では、国産材木材の利用促進といった林業の支援策に加え、森林の持つ水源涵養<sup>かん</sup>や保健・休養の場としての機能や、地球温暖化問題と関連した二酸化炭素吸収源としての機能が注目されており、新たな里山保全・整備や緑化活動の機運が高まりつつある。
- 企業の立地は、広島中央サイエンスパークをはじめとする多くの産業団地を整備するとともに、分譲促進のための企業立地促進助成制度や公的産業団地のPR等の各種施策を展開した成果として、地域産業の活性化に大きく寄与する企業の進出が着実に進展している。
- 商業・サービス業は、年間商品販売額や従業員数の増加傾向が続いているが、交通基盤の発達に伴う商圏の広域化や消費者ニーズの多様化により、既存の商店街には衰退傾向が見受けられる。

## イ 過疎地域の状況

### (ア) 人口等の動向

- 過疎地域の面積は市全体の34%を占めるが、人口は一貫して減少しており、平成27（2015）年の時点で市全体の5.9%を占めるに過ぎない状況となっている。
- 過疎地域の人口の増減状況としては、高度成長期等における都市部への人口流出により、昭和30年代から40年代にかけて急速に人口減少が進行し、平成27（2015）年以降も年間平均250人（住民基本台帳）規模で減少が継続している。

### (イ) これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

- 本市は、「合併市町村に係る過疎法特例」の適用に伴い、福富地域、豊栄地域、河内地域が過疎地域に指定され、これらの地域においては、昭和45(1970)年から「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55(1980)年から「過疎地域振興特別措置法」、平成2(1990)年から「過疎地域活性化特別措置法」、平成12（2000）年から「過疎地域自立促進特別措置法」による地域振興計画をそれぞれ策定して、各種施策を展開し着実にその効果を上げてきた。
- 各地域の取組みの概要は、次のとおりである。

#### 【福富地域】

- 農林業については、ほ場整備、農道・林道整備等の生産基盤の整備を推進するとともに、農産物加工施設、特産物販売所の整備や担い手の育成を行ってきた。
- 観光振興・交流促進については、こだわりの郷、県央の森、ダム湖等を活かした地域の活性化に取り組んできており、道の駅「湖畔の里 福富」が開業したことにより、入込観光客が大幅に増加するとともに都市住民との多様な交流が行われている。
- 交通体系については、周辺地域及び地区中心地相互の連絡の強化を図るため、福富ダム建設に伴う国道、県道の付け替え整備及び町内幹線道路等の整備を行ってきた。また、幹線を運行する路線バスの維持により、公共交通による移動手段を確保している。
- 生活環境については、上下水道や公営住宅の整備、福富ダム建設に伴う生活再建地の造成と合わせたコミュニティ中心地の形成、消防・防災体制の整備等に取り組む、定住環境の向上を図ってきた。
- 保健・福祉・医療については、保健福祉センターをはじめ、保育所の改築、高齢者福祉施設の整備等を行ってきた。
- 教育環境については、小学校の統合・整備により適正な教育環境を確保するとともに、生涯学習活動の拠点となる公民館（現地域センター）の整備やスポーツ施設の整備を行ってきた。
- 地域の核施設となる庁舎（支所）及びその周辺において、公共施設の機能の再編・集約を推進してきた。
- 各地域の住民自治組織の設立支援及び運営支援を実施してきた。
- 情報格差を是正するため、情報通信基盤を整備した。

## 【豊栄地域】

- 農林業については、ほ場整備、農道・林道整備等の生産基盤の整備を推進するとともに、大規模共同育苗施設等の経営近代化施設の整備、担い手の育成を行ってきた。
- 農林水産物に被害を与える有害獣を捕獲する者の負担軽減及び資源として有効活用を図るため、有害獣処理加工施設を整備し、有害鳥獣対策を推進してきた。
- 交通体系については、広域連絡及び町内幹線道路を中心とした道路等の整備を行ってきた。また、幹線を運行する路線バスの維持及びコミュニティバスとして「豊栄そよかぜ号」の運行により、公共交通による移動手段を確保している。
- 観光振興・交流促進については、豊かな自然環境を活かして、交流施設や農林水産物直売所を整備し、都市住民との交流を推進してきた。
- 生活環境については、専用水道、下水道及び公営住宅の整備、消防・防災体制の整備に取り組み、定住環境の向上を図ってきた。
- 保健・福祉・医療については、拠点となる保健福祉センターの整備や統合保育所の整備を行ってきた。
- 教育環境については、小学校の統合により適正な教育環境の確保を図るとともに、廃校となった小学校施設を生涯学習活動施設として活用するための整備を行ってきたほか、各種スポーツ施設や総合文化センターを整備してきた。
- 各地域の住民自治組織の設立支援及び運営支援を実施してきた。
- 情報格差を是正するため、情報通信基盤を整備した。

## 【河内地域】

- 農林業については、ほ場整備、農道・林道整備等の生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成を行ってきた。
- 観光振興・交流促進については、キャンプ場、親水公園、農村体験交流施設等の各種交流施設を整備し、都市住民との交流を推進してきた。
- 入野地域に開発された工業・流通団地への企業誘致を推進し、産業の振興を図ってきた。
- 交通体系では、山陽自動車道河内ICの設置を活かした幹線道路等の整備を進め、生活、生産基盤両面での向上を図ってきた。また、JR山陽本線や幹線を運行する路線バスの維持、コミュニティバスである「あゆピチふれあい号」及び入野地区におけるデマンドタクシーの運行により、公共交通による移動手段を確保している。
- 生活環境については、上下水道や公営住宅の整備、消防・防災体制の整備に取り組み、定住環境の向上に努めてきたほか、広島県住宅供給公社が開発した大規模な住宅団地への道路等の基盤整備を推進し、定住の促進を図ってきた。
- 保健・福祉・医療については、保健福祉センター、保育所、高齢者福祉施設等の充実を図ってきた。
- 教育環境については、小学校の統合・整備により適正な教育環境を確保するとともに、生涯学習活動の拠点となる公民館（現地域センター）やスポーツ施設の整備を行ってきた。
- 地域の核施設となる庁舎（支所）及びその周辺において、公共施設の機能の再編・集約を推進してきた。
- 各地域の住民自治組織の設立支援及び運営支援を実施してきた。
- 情報格差を是正するため、情報通信基盤を整備した。

#### (ウ) 現在の課題と今後の見通し

- 人口減少の継続と高齢化の進行により、地域の担い手層が減少していることから、地域の持続的な発展に向けて受入体制を整備しつつ、若年層や子育て世代等の定住促進に向けた環境整備を推進するとともに、UIJターンの促進に向けて本市の魅力を効果的にPRすることが必要となっている。
- 基幹産業である農業は、高齢化の進展や人口減少等により、担い手不足が一層深刻化していることから、多様な担い手の育成・確保、新たな技術の活用による農作業の効率化、多様な流通体制の構築やブランド化・六次産業化等により農業経営の収益性の向上を図るとともに、農林業、商業、工業、観光等の連携による地場産業の活性化に取り組む必要がある。
- 里山等の豊かな自然環境や美しい田園風景に加え、豊富な歴史文化資源、観光レクリエーション資源を活かした都市部との交流の促進による活性化、農業に対する理解促進、良好な農村環境の維持・形成を図る必要がある。
- 過疎地域及び通勤圏である市内への新たな企業立地を促進するとともに、特産品や地域固有の資源等を活用した産業振興や起業を支援し、良質な雇用を創出する必要がある。
- 過疎地域が抱える様々な分野での課題解決に向けて有効なツールとして情報通信基盤の利活用を図る必要がある。
- 地域のニーズや交通需要の特性等を的確に把握しつつ、関係機関と協議の上、地域の実情にあった効率的な生活交通体系を確立していくことが必要である。
- 少子高齢化による地域コミュニティの衰退により、子どもを見守る人材が不足し、それに伴い、地域の人と乳幼児やその保護者との交流機会が減少しており、子育ての負担感の緩和を図る必要がある。
- 地域医療を支える人材の安定的な確保と、医療機関までのアクセス環境を整備する必要がある。
- 児童・生徒数が減少していることから、より良い教育環境を整備するため、小中一貫教育など、特色ある教育活動を推進する必要がある。
- 各地域の基幹集落の拠点性を維持・強化することで、比較的少ない人口の中でも、安全・安心で生きがいをもった質の高い生活を実現できるような地域共生社会の仕組みづくりが必要である。

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

- 本市は、広島県の中央に位置して周辺との連携が容易な立地条件を背景に、賀茂学園都市建設、広島中央テクノポリス建設、広島空港臨空都市圏整備等の大規模プロジェクトの推進や広島空港、山陽新幹線、山陽自動車道等の高速交通体系の整備が進められ、学術・研究機能の集積、第二次、第三次産業の急速な伸びなど、昭和50年代後半から急速に成長してきた。
- 過疎地域においては、こうした市内に集積する学術・研究機能を産業活動や住民活動等のあらゆる分野で有効に活用していく必要がある。
- 市役所周辺を都市拠点と位置付け、商業、業務、サービス機能など高次の第三次産業の集積を進め、その効果を過疎地域に波及させるとともに、各地域においては、日常生活圏に対応した行政・商業機能等の適正配置に努めるほか、生活に密着した道路、上下水道等の生活基盤の整備、福祉・教育など住民ニーズに対応した施策を推進する必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

#### 【過疎地域】

- 人口は、平成27（2015）年の国勢調査で11,534人であり、昭和35（1960）年以降一貫して減少しており、昭和35（1960）年から平成27（2015）年の55年間に実数で10,984人、割合で約48%の減少になっている。
- 年齢3区分別人口をみると、昭和35（1960）年以降一貫して、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加している。
- 昭和35（1960）年から平成27（2015）年の間で、年少人口は6,053人減少、生産年齢人口は7,659人減少、老年人口は2,728人増加となっており、年少及び生産年齢人口の減少が著しい。
- 昭和35（1960）年は、年少人口の割合が31.3%、生産年齢人口が59.5%、老年人口が9.2%だったが、平成27（2015）年には、年少人口の割合が8.7%、生産年齢人口が49.7%、老年人口が41.6%と、少子化及び高齢化の傾向が顕著になっている。
- 県内過疎地域との比較では、若年者比率（15～29歳）は県内過疎地域の平均10.4%と比較して0.2ポイント低く、高齢者比率（65歳以上）は、県内過疎地域の平均39.5%と比較して2.1ポイント高いことから、県内過疎地域の平均より、若干少子化・高齢化が進行していることになる。

#### 【東広島市全体】

- 人口は、平成27（2015）年の国勢調査において192,907人であり、広島県人口の6.8%を占めている。その推移を見ると、昭和35（1960）年から昭和40（1965）年にかけて減少したものの、昭和40（1965）年以降は一貫して増加しており、昭和35（1960）年から平成27（2015）年の55年間で約2.0倍になっている。
- 広島県の人口が平成7（1995）年をピークに微減に転じているのに対して、本市は平成7（1995）年から平成27（2015）年の20年間で16.8%の増加になっている。
- 年齢3区分人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）は昭和35（1960）年以降、ほぼ一貫して増加しているが、年少人口（0～14歳）は増減を繰り返している。
- 昭和35（1960）年から平成27（2015）年の間で、年少人口は1,081人減少、生産年齢人口は59,688人増加、老年人口は34,024人増加となっており、少子化の傾向が顕著に見て取れる。
- 昭和35（1960）年は、年少人口の割合が29.5%、生産年齢人口が62.1%、老年人口が8.4%だったが、平成27（2015）年には、年少人口の割合が14.3%、生産年齢人口が62.2%、老年人口が21.9%と、少子化・高齢化の傾向が現れている。
- 県全体との比較では、若年者比率（15～29歳）は県全体14.2%と比較して4.9ポイント高く、高齢者比率（65歳以上）は、県全体27.5%と比較して5.6ポイント低いことから、県全体より、少子化・高齢化は進行していないことになる。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 【過疎地域合算分】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,518	人 19,618	% △12.9	人 17,775	% △9.4	人 16,932	% △4.7	人 16,460	% △2.8
0歳～14歳	7,056	5,166	△26.8	3,983	△22.9	3,425	△14.0	3,049	△11.0
15歳～64歳	13,388	12,163	△9.1	11,313	△7.0	10,868	△3.9	10,458	△3.8
うち15歳～29歳(a)	4,505	3,594	△20.2	3,049	△15.2	2,863	△6.1	2,499	△12.7
65歳以上(b)	2,074	2,289	10.4	2,479	8.3	2,639	6.5	2,953	11.9
(a)/総数 若年者比率	% 20.0	% 18.3	-	% 17.2	-	% 16.9	-	% 15.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.2	% 11.7	-	% 13.9	-	% 15.6	-	% 17.9	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 16,047	% △2.5	人 15,249	% △5.0	人 14,561	% △4.5	人 14,237	% △2.2	人 13,421	% △5.7
0歳～14歳	2,768	△9.2	2,312	△16.5	2,038	△11.9	1,923	△5.6	1,545	△19.7
15歳～64歳	10,040	△4.0	9,325	△7.1	8,449	△9.4	7,816	△7.5	7,198	△7.9
うち15歳～29歳(a)	2,255	△9.8	2,126	△5.7	1,910	△10.2	1,782	△6.7	1,583	△11.2
65歳以上(b)	3,239	9.7	3,612	11.5	4,074	12.8	4,498	10.4	4,678	4.0
(a)/総数 若年者比率	% 14.1	-	% 13.9	-	% 13.1	-	% 12.5	-	% 11.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 20.2	-	% 23.7	-	% 28.0	-	% 31.6	-	% 34.9	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,535	% △6.6	人 11,534	% △8.0
0歳～14歳	1,228	△20.5	1,003	△18.3
15歳～64歳	6,620	△8.0	5,729	△13.5
うち15歳～29歳(a)	1,341	△15.3	1,179	△12.1
65歳以上(b)	4,687	0.2	4,802	2.5
(a)/総数 若年者比率	% 10.7	-	% 10.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 37.4	-	% 41.6	-

注 当該表の総数には年齢不詳を含まない。

表1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳） 【過疎地域合算分】

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 14,885	—	人 14,172	—	% △4.8	人 13,260	—	% △6.4
男	7,054	47.4%	6,675	47.1%	△5.4	6,269	47.3%	△6.1
女	7,831	52.6%	7,497	52.9%	△4.3	6,991	52.7%	△6.7

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 12,489	—	% △5.8	人 12,235	—	% △2.0	
男 (外国人住民除く)	5,868	47.0%	△6.4	5,752	47.0%	△2.0	
女 (外国人住民除く)	6,621	53.0%	△5.3	6,483	53.0%	△2.1	
参 考	男 (外国人住 民)	23	0.2%	—	24	0.2%	4.3
	女 (外国人住 民)	57	0.5%	—	49	0.4%	△14.0

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 【東広島市全体】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 97,063	人 91,630	% △5.6	人 93,587	% 2.1	人 108,217	% 15.6	人 120,849	% 11.7
0歳～14歳	28,602	22,161	△22.5	20,016	△9.7	25,690	28.3	29,386	14.4
15歳～64歳	60,276	60,407	0.2	63,392	4.9	70,702	11.5	77,291	9.3
うち15歳～29歳(a)	22,116	21,326	△3.6	22,597	6.0	23,434	3.7	21,297	△9.1
65歳以上(b)	8,185	9,062	10.7	10,179	12.3	11,825	16.2	14,172	19.8
(a)/総数 若年者比率	% 22.8	% 23.3	-	% 24.1	-	% 21.7	-	% 17.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 8.4	% 9.9	-	% 10.9	-	% 10.9	-	% 11.7	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 131,156	% 8.5	人 141,959	% 8.2	人 165,147	% 16.3	人 174,814	% 5.9	人 184,349	% 5.5
0歳～14歳	29,630	0.8	27,359	△7.7	28,737	5.0	28,421	△1.1	27,581	△3.0
15歳～64歳	85,167	10.2	95,441	12.1	113,477	18.9	119,794	5.6	126,533	5.6
うち15歳～29歳(a)	23,925	12.3	30,004	25.4	41,410	38.0	43,068	4.0	43,048	△0.0
65歳以上(b)	16,359	15.4	19,159	17.1	22,933	19.7	26,599	16.0	30,235	13.7
(a)/総数 若年者比率	% 18.2	-	% 21.1	-	% 25.1	-	% 24.6	-	% 23.4	-
(b)/総数 高齢者比率	% 12.5	-	% 13.5	-	% 13.9	-	% 15.2	-	% 16.4	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 188,161	% 2.1	人 192,907	% 1.0
0歳～14歳	27,433	△0.5	27,521	1.0
15歳～64歳	125,255	△1.0	119,964	△4.2
うち15歳～29歳(a)	39,642	△7.9	36,823	△7.1
65歳以上(b)	35,473	17.3	42,209	19.0
(a)/総数 若年者比率	% 21.1	-	% 19.1	-
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	-	% 21.9	-

注 当該表の総数には年齢不詳を含まない。

表1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳） 【東広島市全体】

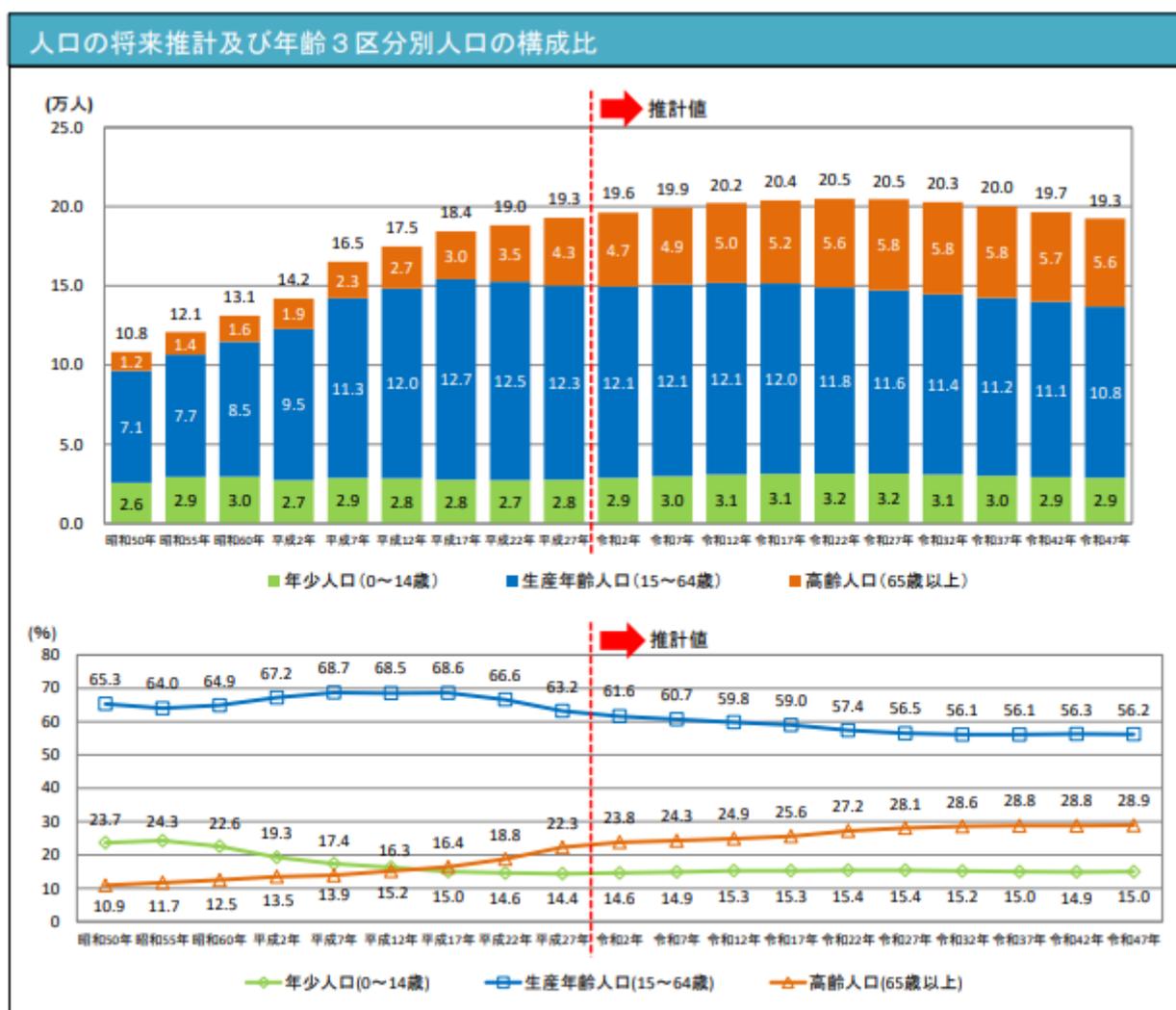
区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 167,058	—	人 174,205	—	% 4.3	人 177,912	—	% 2.1
男	83,355	49.9%	87,388	50.2%	4.8	89,110	50.1%	2.0
女	83,703	50.1%	86,817	49.8%	3.7	88,802	49.9%	2.3

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 178,931	—	% 0.6	人 179,449	—	% 0.3	
男 (外国人住民除く)	89,272	49.9%	0.2	89,576	49.9%	0.3	
女 (外国人住民除く)	89,659	50.1%	1.0	89,873	50.1%	0.2	
参 考	男 (外国人住 民)	1,973	1.1%	—	2,131	1.2%	8.0
	女 (外国人住 民)	2,408	1.3%	—	2,594	1.4%	7.7

【総人口や年代別人口についての今後の見通し】

- 東広島市長期人口ビジョンにおける将来人口推計（目標推計）によると、本市における令和47（2065）年の人口は、平成27（2015）年の人口（192,907人）とほぼ同等であるが、少子高齢化の進行に伴い、65歳以上の高齢者の割合は増加すると予測されている。
- 同じ人口推計によると、平成27（2015）年に22.3%であった高齢者の人口割合は、令和47（2065）年には28.9%になると予測されている。

表1-1 (3) 人口の見通し



(「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」から転載)

## イ 産業の推移と動向

### 【過疎地域】

- 過疎地域の平成27(2015)年の就業人口は5,795人で、昭和35(1960)年から平成27(2015)年の55年間で約53%減少している。
- 産業別就業人口割合をみると、第三次産業が53.3%で最も割合が高く、次いで第二次産業25.9%、第一次産業17.5%の順になっている。
- 産業別就業人口割合を昭和35(1960)年と平成27(2015)年で比較すると、第一次産業は約50ポイントの大幅な減少があることに対して、第二次産業は約17ポイント、第三次産業は約30ポイント増加している。

### 【東広島市全体】

- 本市の平成27(2015)年の就業人口は90,095人で、平成17(2005)年の90,425人からほぼ横ばいで推移している。
- 産業別就業人口割合をみると、第三次産業が61.5%で最も割合が高く、次いで第二次産業30.3%、第一次産業4.5%の順になっている。県全体と比較すると、第一次産業就業人口及び第二次産業割合が高く、第三次産業就業人口割合が低くなっている。
- 第三次産業の就業者数は、平成17(2005)年の53,588人から平成27(2015)年では55,482人となり、3.5%増加している。これに対し、農業をはじめとする第一次産業の就業者数は一貫して減り続け、平成17(2005)年の6,312人(うち農業6,099人)から平成27(2015)年では4,114人(うち農業3,883人)となり、この10年間で34.8%減少している。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査) 【過疎地域合算分】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,242	人 10,908	% △10.9	人 10,681	% △2.1	人 9,848	% △7.8	人 9,688	% △1.6
第一次産業 就業人口比率	% 67.8	% 61.4	-	% 50.0	-	% 38.5	-	% 31.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 9.1	% 12.9	-	% 22.3	-	% 30.8	-	% 33.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 23.2	% 25.7	-	% 27.7	-	% 30.4	-	% 35.2	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 9,550	% △1.4	人 8,828	% △7.6	人 8,308	% △5.9	人 7,539	% △9.3	人 7,191	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	% 31.4	-	% 26.2	-	% 24.9	-	% 22.2	-	% 22.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 32.8	-	% 35.7	-	% 33.3	-	% 31.3	-	% 27.4	-
第三次産業 就業人口比率	% 35.5	-	% 38.0	-	% 41.6	-	% 46.4	-	% 50.5	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,323	% △12.1	人 5,795	% △8.4
第一次産業 就業人口比率	% 16.5	-	% 17.5	-
第二次産業 就業人口比率	% 25.9	-	% 25.9	-
第三次産業 就業人口比率	% 57.6	-	% 53.3	-

表1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査） 【東広島市全体】

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 51,074	人 49,194	% △3.7	人 53,766	% 9.3	人 55,966	% 4.1	人 61,740	% 10.3
第一次産業 就業人口比率	% 57.9	% 47.6	-	% 35.7	-	% 24.4	-	% 18.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 14.4	% 20.3	-	% 29.8	-	% 36.6	-	% 38.9	-
第三次産業 就業人口比率	% 27.7	% 32.1	-	% 34.4	-	% 38.8	-	% 42.7	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 65,737	% 6.5	人 72,158	% 9.8	人 82,825	% 14.8	人 86,490	% 4.4	人 90,425	% 4.5
第一次産業 就業人口比率	% 16.8	-	% 12.4	-	% 10.0	-	% 7.8	-	% 7.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 38.6	-	% 40.5	-	% 37.0	-	% 33.7	-	% 32.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 44.4	-	% 46.8	-	% 52.7	-	% 57.1	-	% 59.3	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 91,228	% 0.9	人 90,095	% △1.2
第一次産業 就業人口比率	% 5.1	-	% 4.6	-
第二次産業 就業人口比率	% 30.1	-	% 30.4	-
第三次産業 就業人口比率	% 59.6	-	% 61.6	-

### (3) 行財政等の状況

#### ア 行財政の状況

- 本市はこれまで、6次にわたる行財政改革の実施により、効率的な業務執行体制の構築を推進し、歳入歳出の両面から収入の確保と経費の削減に取り組んでいるところである。
- 税収は、目まぐるしく変化する今日の社会・経済情勢の影響による減収の可能性や、企業の継続的な設備投資の状況などにおいて、不安定な要素がある。
- 少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費やインフラの更新及び維持補修費などの増加により、財政構造の硬直化が懸念される。
- 令和2（2020）年度の主な財政指標は、普通交付税が減少し、義務的経費及び投資的経費が増加したものの、市税収入が大幅に増加したことなどにより経常収支比率が88.3%と前年に比べて改善し、実質公債費比率も1.0%と健全性を堅持している。
- これらのことから、引き続き行財政改革を行い、財源確保と歳出削減に努め、一方では本市の成長・発展に繋がるような投資を戦略的に展開することにより、持続可能な財政運営に結びつけることが必要である。

表1-2 (1) 行財政の状況（普通会計）【福富地域】

（単位：千円）

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,861,232	—	—	—
一般財源	1,782,486	—	—	—
国庫支出金	222,828	—	—	—
都道府県支出金	144,929	—	—	—
地方債	566,500	—	—	—
うち過疎債	358,100	—	—	—
その他	144,489	—	—	—
歳出総額 B	2,700,957	—	—	—
義務的経費	900,726	—	—	—
投資的経費	981,509	—	—	—
うち普通建設事業	915,802	—	—	—
その他	818,722	—	—	—
過疎対策事業費	451,416	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	160,275	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	74,047	—	—	—
実質収支 C-D	86,228	—	—	—
財政力指数	0.189	—	—	—
公債費負担比率	17.2	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	8.8	—	—	—
経常収支比率	77.9	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	3,302,833	—	—	—

表1-2 (1) 行財政の状況（普通会計）【豊栄地域】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	3,261,689	—	—	—
一般財源	2,315,861	—	—	—
国庫支出金	117,845	—	—	—
都道府県支出金	302,341	—	—	—
地方債	445,300	—	—	—
うち過疎債	—	—	—	—
その他	80,342	—	—	—
歳出総額 B	3,127,126	—	—	—
義務的経費	1,301,461	—	—	—
投資的経費	891,703	—	—	—
うち普通建設事業	—	—	—	—
その他	933,962	—	—	—
過疎対策事業	413,214	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	134,563	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,802	—	—	—
実質収支 C-D	124,761	—	—	—
財政力指数	0.219	—	—	—
公債費負担比率	22.2	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	10.9	—	—	—
経常収支比率	81.0	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	4,278,167	—	—	—

表1-2 (1) 行財政の状況（普通会計）【河内地域】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,975,953	—	—	—
一般財源	3,291,530	—	—	—
国庫支出金	505,104	—	—	—
都道府県支出金	458,951	—	—	—
地方債	526,000	—	—	—
うち過疎債	—	—	—	—
その他	194,368	—	—	—
歳出総額 B	4,797,238	—	—	—
義務的経費	1,794,256	—	—	—
投資的経費	1,445,163	—	—	—
うち普通建設事業	—	—	—	—
その他	1,557,819	—	—	—
過疎対策事業	563,304	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	178,715	—	—	—
翌年度へ繰越すべき財源 D	20,749	—	—	—
実質収支 C-D	157,966	—	—	—
財政力指数	0.304	—	—	—
公債費負担比率	23.1	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—
起債制限比率	11.0	—	—	—
経常収支比率	79.3	—	—	—
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	6,442,799	—	—	—

表1-2 (1) 行財政の状況 (普通会計) 【東広島市全体】

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	—	74,850,621	80,154,179	82,709,676
一般財源	—	45,076,606	47,792,877	50,132,382
国庫支出金	—	9,509,491	10,273,939	12,543,539
都道府県支出金	—	4,310,143	5,242,398	5,994,209
地方債	—	9,843,900	9,488,100	5,713,800
うち過疎債	—	265,400	664,700	416,700
その他	—	6,110,481	7,356,865	8,325,746
歳出総額 B	—	70,205,928	77,659,231	77,431,980
義務的経費	—	35,839,079	38,129,038	39,410,634
投資的経費	—	12,731,641	15,716,776	11,861,247
うち普通建設事業	—	11,925,184	15,586,731	8,764,180
その他	—	21,635,208	23,813,417	26,160,099
過疎対策事業費	—	839,319	1,227,277	1,192,252
歳入歳出差引額 C (A-B)	—	4,644,693	2,494,948	5,277,696
翌年度へ繰越すべき財源 D	—	2,354,803	1,936,340	1,757,050
実質収支 C-D	—	2,289,890	558,608	3,520,646
財政力指数	—	0.87	0.81	0.83
公債費負担比率	—	21.4	20.3	16.7
実質公債費比率	—	9.8	3.1	0.5
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	—	84.7	87.2	91.2
将来負担比率	—	33.5	—	—
地方債現在高	—	86,641,734	84,791,668	74,403,746

注1 本市は、平成17年2月7日に黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町を編入合併した。

2 平成27年度及び令和元年度の将来負担比率が「-」となっているのは、将来負担額がないためである。

## イ 施設整備水準

- 過去における過疎対策事業で、生活水準の向上と快適な生活空間の確保を図るため、地域住民の生活や経済活動を支える重要な基盤である道路や、農業基盤、上下水道等のインフラ整備や教育施設の重点的な整備を推進してきており、過疎地域における施設整備水準は着実に向上しており、過疎地域の振興に一定の成果をもたらしている。
- 道路については、昭和45(1970)年度末において町道改良率0.7%、舗装率0.6%であったものが、令和元(2019)年度末には、市道改良率54.6%、舗装率80.2%となっており、整備水準は向上してきている。
- 農林道の状況は、令和元(2019)年度末において、農道延長は141,010m、林道延長は83,425mとなっている。
- 上水道については、福富地域及び河内地域の一部で管路及び水道施設の整備を進めている。
- 下水道については、沼田川流域関連公共下水道や特定環境保全公共下水道の整備を進めてきており、水洗化率は92.0%に達している。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 【過疎地域合算分】

区 分		昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道	改良率 (%)	0.7	17.6	48.0	52.8	55.5
	舗装率 (%)	0.6	17.8	74.7	78.4	81.8
農道	延長 (m)	—	—	—	—	—
	耕地1ha当たり 延長 (m)	56.5	59.8	51.4	61.6	—
林道	延長 (m)	—	—	—	—	—
	林野1ha当たり 延長 (m)	5.2	7.8	9.7	7.8	—
水道普及率 (%)		15.4	18.8	20.8	26.5	—
水洗化率 (%)		0	2.5	11.7	38.2	81.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		1.6	2.1	3.2	1.2	—

区 分		平成25 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	55.7	54.6
	舗装率 (%)	81.8	80.2
農道	延長 (m)	139,032	141,010
	耕地1ha当たり 延長 (m)	—	—
林道	延長 (m)	83,101	83,425
	林野1ha当たり 延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)		—	—
水洗化率 (%)		87.2	92.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		—	—

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 【東広島市全体】

区 分		昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道	改良率 (%)	11.5	21.0	40.6	51.6	56.2
	舗装率 (%)	4.5	39.5	81.8	85.6	87.9
農道	延長 (m)	—	—	—	—	—
	耕地1ha当たり 延長 (m)	49.9	51.3	38.1	35.1	—
林道	延長 (m)	—	—	—	—	—
	林野1ha当たり 延長 (m)	16.3	18.4	8.5	6.1	—
水道普及率 (%)		40.1	47.2	68.9	80.9	83.9
水洗化率 (%)		0.0	18.3	31.4	49.2	83.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		23.0	24.6	22.0	20.3	17.3

区 分		平成25 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	57.1	56.8
	舗装率 (%)	88.1	86.7
農道	延長 (m)	383,488	393,043
	耕地1ha当たり 延長 (m)	—	—
林道	延長 (m)	164,924	166,165
	林野1ha当たり 延長 (m)	—	—
水道普及率 (%)		84.8	87.0
水洗化率 (%)		87.5	93.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		17.1	16.0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

- 過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立した地域社会を構築していくことができるよう、あらゆる施策において、当該地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するという視点に立脚する。
- 過疎対策の推進に当たっては、過疎地域の視点に立つだけでなく、他の地域と相互に補完及び連携をしながら、一体的な発展を目指す。
- 都市機能が集積している市内中心部との多様な交流及び連携を通じて、過疎地域への都市機能の波及を図る。
- 過疎対策は、幅広い分野にわたる総合対策であることにかんがみ、相互に関連した実効性のある施策を適切に講じていくとともに、住民ニーズ及び地域の実情やその変化を勘案しつつ、将来世代の負担にも配慮しながら、適正かつ効果的な施策を展開する。
- 今後の過疎対策に係るソフト事業は、効果が一過性で終わることなく、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する必要があることから、これまで以上に市民協働の視点に立ち、住民との連携強化を図りつつ、必要な事業を適切に実施する。

##### ア 過疎地域の取組みの方向

- 過疎地域の根本的な課題解決に当たっては、若者が定着でき、安定的に仕事を持って暮らせる産業基盤の確立が不可欠であることから、地域の基幹的な産業である農林業の振興、地域特性を活かした観光レクリエーションの振興、新規起業の支援等に取り組む。
- 市内都市拠点と過疎地域の時間距離を縮める道路整備や公共交通の充実、都市拠点での企業立地による雇用効果を過疎地域の定住につなげることが期待されることから重点的に推進する。
- 医療、福祉、交通、情報等、日常的サービスを楽しむような生活環境の整備を図ることとする。
- 地域住民、各種団体、市民活動団体など多様な主体の参画による地域課題の解決や活性化に取り組む住民自治協議会について、将来にわたって持続可能な地域経営が可能となるよう、運営を支援する。

## イ 重点施策の方向性

### 【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】

移住・定住・地域間交流の促進を図るためには、移住・定住希望者に対する相談体制を充実させるほか、日常的サービスを楽しむ生活環境や機能の確保、多様な人材のネットワークによって、地域資源を生かし新たな価値を生み出す主体的な活動の支援が必要である。

- 地域の魅力の積極的な発信を行うとともに、定住サポートセンターの運営によってきめ細かに相談に応じ、必要な支援を実施する。
- 住民自治協議会と連携し、空き家・空き店舗等の資源の掘起こし、活用を図る。
- 移住者等創業支援制度など、創業・起業と連動した支援を実施し、移住・定住を促進する。
- 地域内外の多様な人材を活用するほか、家庭・学校・地域社会それぞれの果たす役割を充実させ、相互の緊密な連携の下に、地域に愛着を持ち、地域の特色ある文化、産業、まちづくりの担い手となる人材の育成に努める。

### 【産業の振興】

産業の持続的な発展を図るためには、地場産業の育成・振興や産業団地への企業誘致の促進、流通機能の強化等を進め、多彩で活力あふれる産業の活性化と雇用の創出を促進することが必要である。

- 大学及び試験研究機関の集積並びに利便性の高い交通環境を有効に活用して、各種の情報提供の強化、既存の産業を支える基盤の整備、工業団地及び物流団地の整備、企業の誘致、起業の支援等を推進するとともに、商業地の適正配置及び商業の活性化を推進する。
- 農業・農村を取り巻く環境変化に対応し、担い手の育成、生産基盤の整備、特色ある農業の推進、有害鳥獣対策の強化、農地の保全、農産物の高付加価値化、スマート農業の実装等を推進する。
- 適切な森林管理により、森林が有する公益的機能の維持増進のほか、賀茂バイオマスセンターを活用した林業振興を図る。
- 観光レクリエーションについては、地域の観光資源を活用した多様な環境の整備及びネットワーク化、観光客の受入体制の整備等を推進する。

### 【地域における情報化】

- 情報化の進展に対応した高速情報通信基盤の幅広い利用及び活用を進め、生活の利便性の向上を図るとともに、多様な交流を通じて地域の活性化を推進する。

### 【交通施設の整備、交通手段の確保】

持続可能な利便性の高い暮らしを実現するためには、住民生活及び産業活動を支える基盤を整備することが必要である。

- 過疎地域内外との交流・物流の活性化のため、各種道路の整備とその維持管理の充実を図る。
- 公共交通機関の維持・強化とともに、各種の交通手段を組み合わせることにより、高齢者をはじめとする過疎地域の住民が受けることができる生活に必要な交通サービスの維持及び確保を図る。

### 【生活環境の整備】

住民一人ひとりが安全・快適に暮らすためには、生活環境の質的向上を図り、地域社会の中で、ゆとりと豊かさを実感し、安全で文化的な生活を営める環境を整備していくことが必要である。

- 災害の防止、交通安全、防犯その他の住民の安全な生活環境の確保に資する対策、廃棄物の適正な処理、3R活動、環境の保護、地球温暖化の防止に資する新エネルギーの導入等を推進する。
- 道路、上下水道、公園等の生活基盤の整備及びその維持管理の充実を図る。

### 【子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進】

住民一人ひとりが生涯を通じて、地域社会の中で安心して幸せな生活を送るためには、ライフステージに応じた保健・福祉の総合的なサービス体制の充実が必要である。

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズや地域特性に応じた保育サービスの提供に努める。
- 地域における社会福祉の増進を図るとともに、高齢者、障害者、障害児等に対する福祉対策、子育て支援対策及びライフステージに応じた健康増進対策を推進する。

### 【医療の確保】

- 初期救急医療の充実、過疎地域内の診療所及び市内中心部の医療機関への通院のための交通手段の確保を図る。

### 【教育の振興】

社会環境の急激な変化に主体的に対応し、個性と創造性にあふれる心豊かな人づくりを進めていくためには、住民一人ひとりが生涯にわたって豊かな人間性を育むことのできる教育、学習環境づくりが必要である。

- 住民一人ひとりが生涯にわたって多様な学習に参加することができる環境を整備し、学習の成果の地域活動への活用その他の住民の主体的な活動を支援するほか、教育においては、心豊かな幼児、児童及び生徒の育成を図るとともに、生涯スポーツの振興、図書サービスの充実、歴史的文化遺産の保護、伝統芸能及び文化の継承等を通じて、個性的なまちづくりを進める。
- より良い教育条件や教育環境を整備するため、小中一貫教育など、特色ある教育活動を推進する。
- 地域における公共公益サービスの向上と地域の実情に沿った適正な管理を行うために、公共施設の機能統合及び再編を進める。

### 【集落の整備】

- 集落の活性化を図るため、住民自治協議会の運営を支援するとともに、地域自らが地域における課題の解決に向けて柔軟に対応することができる事業の創出等を推進する。

### 【地域文化の振興等】

地域のアイデンティティを維持し、独自の地域づくりを進める上で地域文化、伝統芸能の継承は重要であるとともに、少子高齢化が進行する集落において、地域住民一人ひとりが主体的に関わる必要がある。

- 地域独自の文化及び伝統芸能を継承していくため、住民一人ひとりが生涯にわたって芸術文化活動に親しむことができる環境の整備を推進する。

### 【再生可能エネルギーの利用の促進】

- 太陽光発電施設やバイオマスを活用した設備等の導入による再生可能エネルギーの活用、高効率空調やLED等の活用による省エネルギー化の推進、蓄電池やコージェネレーションシステムの導入によるレジリエンス強化の推進を図る。
- 地域新電力を活用した再生可能エネルギーの域内利用によるエネルギーの地産地消の推進を図る。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

### 【過疎地域合算分】

区 分	令和3年3月31日	令和9年3月31日
	住民基本台帳	目標 (※)
人口目標	人 10,831	人 9,896

※コーホート要因法による。(施策による発現効果を含む。)

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

目標設定・達成状況の評価については、第五次東広島市総合計画における「まちづくり大綱」の5つの柱である「仕事づくり」、「暮らしづくり」、「人づくり」、「活力づくり」、「安心づくり」における施策の実現に向け、「目的別事業群」ごとに設定した成果指標を用い、各事務事業の進捗度、寄与度等によりPDCAサイクルに基づく評価を、年度ごとに実施する。

※「目的別事業群」とは

東広島市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」に掲げる施策と、その施策を実現させるための具体的な手段である事務事業の中間に位置するもので、同じ目的を持つ事務事業をまとめたもの。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの6年間とする。

## (8) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

### ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (ア) 適正配置の推進

##### (建築物)

- 将来の人口や年齢構成の変化等に伴い生じる公共施設に対する需要や市民ニーズの変化に対応するために、ファシリティマネジメントの観点から公共施設の適正配置と運営の改善に取り組み、最小の費用で最大の効果を達成すべく、効率的な施設の保有及び維持管理を推進する。

##### (インフラ施設)

- 既存施設に係る維持管理費用や更新費用を抑制するとともに、将来の負担となることを避けるために、今後の利用需要を適切に把握し、過剰な整備を行わないこととする。

#### (イ) 将来的なまちづくりの視点からの検討

- 各地域の拠点地区に、施設の複合化を含めて公共サービスの集約を図るとともに、各地区に全ての機能を備えるフルセット型の施設配置を目指すのではなく、公共交通の充実等のソフト的な施策による補完も含め、地域間連携により機能を補い合うことで必要なサービスを提供できるよう取り組む。
- 不要な投資や機能の重複を抑え、公共施設が提供するサービスの公平性を担保するために、公共施設の配置については原則として地理的な設置基準を設定し、施設によっては標準的な規模等の検討を行う。

#### (ウ) 公共サービス保全の優先度

- 法的に必要な施設（庁舎等）のほか、交通ネットワークを維持するためのインフラ関連施設、上下水道の維持や廃棄物等の処理に係る施設、消防及び救急等の災害及び緊急時の対応施設、他に代替場所のない避難施設（広域避難所）等、安全・安心に関わる施設や、市民生活に欠くことのできない施設については耐震性の確保を含め優先的に保全を図る。

#### (エ) 圏域を超えた広域的な連携の検討

- 現在、上下水道、消防、廃棄物処理等において近隣の自治体と協力して事業を行っているが、今後は既存の施設の有効活用に加え、高度医療、大規模な運動施設、芸術・文化施設など、より広い分野でネットワークを形成し、必要な機能について検討を行う。

#### (オ) 民間活力の活用

- 民営化やPFIによる施設整備、リース方式の採用で初期投資を抑えるといった様々な手法の中から、最適なものを選択できるよう検討を行う。

(カ) 固定資産台帳の活用

- 統一的な基準による財務書類等の作成を行うために整備した固定資産台帳を活用することにより、公共施設の資産価値を正しく把握し、施設、事業等の類型別の財務情報を多角的に分析することで、適切な資産管理を行うとともに、マネジメント能力の向上につなげる。

(キ) 市民協働の推進

- 市民と積極的に情報共有を図り、説明会等の様々な場面で市民の意見を聴く機会を設け、公共施設の適正配置に係る取組を推進する。

イ 過疎計画における考え方との整合性

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

- 過疎地域では少子高齢化が大きく進み、地域活動の担い手が不足していることから、地域の持続的発展に向けて若年層や子育て世代等の移住・定住促進に向けた環境整備を推進する必要がある。
- 新型コロナを契機とした仕事や生活様式のあり方の見直しに伴い、リモートワークなどデジタル技術を取り入れたサービスが急速に普及するなど、時間や場所にとらわれない多様な働き方や暮らし方がこれまで以上に注目され、過疎地域の価値が見直されている。
- 子どもたちが地域との関わりを通じて、生まれ育った地域への愛着や理解を深めていけるよう、引き続き、地域と連携した教育活動を展開していく必要がある。

### (2) その対策

- 地域の魅力の積極的な発信を行うとともに、定住サポートセンターの運営によってきめ細かに相談に応じ、必要な支援を実施する。
- 住民自治協議会と連携し、空き家・空き店舗等の資源の掘起こし、活用を図る。
- 移住者等創業支援制度など、創業・起業と連動した支援を実施し、移住・定住を促進する。
- 地域を活性化し、心豊かで活力ある地域社会の形成を図るため、地域資源を活かした様々な体験や交流活動を推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住者等創業支援事業 地域づくり推進交付金（定住対策）	東広島市	過疎地域 全域
	(2)地域間交流	体験村交流広場整備事業	東広島市	豊栄地域
	(5)その他	豊栄拠点施設整備事業 【再掲】	東広島市	豊栄地域

#### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

##### ●庁舎等

- ・市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### (農業)

- 過疎地域においては、兼業農家等の農業所得に依存しない農家が大部分を占めている。
- 農業就業者の減少と高齢化の進行が著しく、戸別農家単位で農地を管理することが困難化してきており、耕作条件の悪い農地から耕作放棄されつつあるほか、米価の低迷や鳥獣被害の拡大が農家の生産意欲の低下を招いている。
- こうした状況を踏まえ、中山間地域等直接支払制度の活用を図っており、第5期対策初年度（令和2（2020）年度末）において、65地区で協定が結ばれ、約1,108haの農地が保全されている。
- 集落法人については、農家数の減少、高齢化の進展が水田農業の成立条件を揺るがす問題として認識される中で、ここ数年集落法人設立の動きは鈍化している。
- 高能率な営農を目指して推進してきたほ場整備は、着実に進んで（令和元（2019）年度末のほ場整備率は89.4%）いるが、引き続きほ場整備を推進するとともに、農道、農業用水路、ため池等の農業基盤施設の整備を進める必要がある。
- 生産作目は水稻が主体であるが、農業産出額は米価の低迷の中で減少傾向にある。
- 近年、酪農家による乳製品の製造・販売、そばの栽培・加工・販売、アイガモ農法等の有機農業、野菜、花き、都市住民との連携による農産物の生産等、特徴のある農業が行われている。
- 今後は、地域営農体制づくりを進めながら、立地条件を活かして高収益農業（施設野菜、露地野菜等）の展開を図るとともに、農業の六次産業化、観光農業など多様な農業の推進を図る必要があるほか、多様な流通経路の開拓、地域食材の地域内供給体制の強化を図る必要がある。

##### (林業)

- 過疎地域の森林面積（国有林を除く。）は令和2（2020）年度当初で15,214.48haになっており、東広島市全森林面積36,536.80ha（国有林を除く。）の41.6%を占めている。（広島県：令和2年度林務関係行政資料より）
- 林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、経費の増大、松くい虫被害など依然として厳しく、経営意欲の減退、林業就業者の減少及び高齢化等により、森林の維持管理が困難化している。
- 森林は経済的機能だけでなく、災害防止、水資源の確保、美しい田園環境の形成等の公益的機能を有しており、今後は、林道をはじめとする基盤整備を進めるとともに、林業従事者及び後継者の育成、民有林経営の中核である賀茂地方森林組合の経営基盤の充実等により、森林の適正な管理を推進するほか、賀茂バイオマスセンターの活用促進を図る。

#### (工業)

- 河内地域南部に開発された民間の流通団地では、分譲が完了したものの、当初見込みよりも企業立地が遅れている。
- 今後は、地場産業の事業所の経営の近代化や操業基盤の整備を推進するとともに、高速交通体系へのアクセスが良好な立地条件を活かした既存工業団地への企業立地の促進を図るなど、新規工業団地の整備を関係機関に積極的に働きかける必要がある。

#### (商業)

- 過疎地域の商業（卸売業、小売業、飲食店）は、人口減少や、地域外の大規模小売店での買物の増加により、地域中心地の商店街の衰退等の問題を抱えている。
- 特に、過疎地域の日常生活を支えてきたJA支店や一般小売店等の廃業により、身近な場所に商店がなくなり買物が不便になっている地区が増加している。
- 今後は、消費者ニーズの変化を適切に把握し、拠点施設の誘致、空き店舗の解消、新たな起業家の発掘、個店の連携等、地域・生活拠点としてのにぎわいの創出を図る取組みを個店や商工会等と連携して検討する必要がある。

#### (観光)

- 過疎地域の観光レクリエーション資源としては、福富地域にクロボヤ峡、鷹ノ巣山、県央の森公園（キャンプ場）、福富ダム、豊栄地域に観光りんご園、乗馬クラブ、乃美シバザクラ、河内地域に白竜湖、深山峡、竹林寺、ゴルフ場などそれぞれ自然・歴史・スポーツの多様な資源がある。
- 福富地域西部の竹仁地区には、パン、アイスクリーム、木工等の工房、飲食店等が立地して特徴のある体験ゾーン（こだわりの郷）が形成されているほか、豊栄地域のアイスクリーム、河内地域のそば等、地域食材を活かした加工、販売が行われている。
- 道の駅をはじめ各地域には直販所等が設置されており、地域情報の受発信、地域食材、特産品の販売を推進している。
- 特に、平成20(2008)年9月に開業した道の駅「湖畔の里 福富」は子育て層をはじめとして年間約28万人の観光客が訪れており、周辺の観光レクリエーション地においても入込観光客数が増加している。
- 今後は、都市部に隣接する恵まれた立地条件や道の駅「湖畔の里 福富」の集客力を活かし、豊かな自然や食、田園環境の中で多様な体験型観光メニュー等、新たな観光資源の創出により、特徴のある観光レクリエーション地の形成を図るとともに、周遊性の向上を図る必要がある。

## (2) その対策

### (農業)

時代に即応した持続的な農業の確立を図るために、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮、生産基盤の保全、多様な担い手の育成・確保、農業経営の安定化と生産性向上、農業を起点とした活力の創出・収益性の向上などに総合的に取り組む。

- 「中山間地域等直接支払交付金」や「経営所得安定対策」による経済的支援の充実を図るほか、集落営農組織や収益性の高い農業を目指す認定農業者をはじめとする農業経営体を育成するとともに、次世代を担う経営者の育成・確保を図る。また、企業の農業参入などを含め、多様な担い手の確保を促進する。
- 収益性の高い農業を実現する上で、その基礎となる生産性の高い営農基盤を確保するとともに、遊休農地の拡大防止も含めた農地利用の最適化を推進する。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、環境改善、侵入防止、捕獲対策を総合的に推進する。また、捕獲した鳥獣の有効活用を図る。
- 農道、水路、ため池等の農業用施設を良好に保全、管理するための取組みを推進する。
- 集落法人等の農業活動の持続と経営の安定化を促進するため、スマート農業等の省力化技術の導入を支援する。
- 農業経営の高収益化を図るため、農産物の加工を進めるとともに、農産物直売所と連携した地産地消など、販路拡大の取組みを強化するほか、産官学連携等による地域産品のブランド化や六次産業化を推進する。

### (林業)

森林の持つ多面的な機能維持・強化を図るため、林業の担い手の確保、林業基盤の整備、里山の保全、活用等に取り組む。

- 林業従事者及び後継者の確保を図るため、民有林経営の中核である賀茂地方森林組合との連携、担い手の育成等に努める。
- 森林の適正な管理を進めるため、林道等の基盤整備や、造林事業等の森林整備事業及び治山事業を推進するほか、賀茂バイオマスセンターの活用促進によりバイオマス産業都市構想のプロジェクトを推進する。
- 農林業が有している自然循環機能を有効に発揮させるため、環境保全型農業の推進、家畜ふん尿の適切な処理と利用、あるいは里山の活用等を総合的に推進する。

### (工業)

大学、試験研究機関の集積と交通拠点性を活かし、地場産業への支援、工業・物流団地の整備と企業誘致、地域資源を活かした起業の支援等を推進する。

- 技術の高度化、高付加価値化、経営体質の強化等による地場産業の振興や分譲中の工業団地への先端技術産業、臨空型産業、福祉、環境など多様な分野の企業誘致を推進する。
- 本市は、大学、試験研究機関等の学術・技術・研究機能等の知的資源の集積が進んでおり、産業競争力の強化、イノベーション創出に適していることから、福富地区、入野地区、元兼地区及び大仙地区における産業団地の整備を関係機関に働きかけるほか、広島空港や高速道路インター

チェンジ周辺等へ流通団地の計画的な導入を図る。

#### (商業)

過疎地域における日常生活を守るために、既存商店街の維持等による買い物利便性の維持・強化を図る。

- 過疎地域における商店会や商店の集まりが行う地域・生活拠点としてのにぎわいを創出するための取組みを支援する。

#### (観光)

来訪客に対する本市のイメージの向上を図るために、地域資源を活かした多様な遊空間の整備やネットワーク化、受入体制の整備等を進める。

- 豊かな自然環境、美しい田園風景、農林業体験学習資源、歴史的文化遺産、スポーツレクリエーション資源、ダム湖環境など多彩な観光資源の適切な維持管理を図るとともに、より魅力を高める取組みを推進する。
- 周遊性の向上のための取組みや観光ガイド等の作成によるPRの強化、特徴のあるイベントの開催、情報の受発信体制の強化及び関係団体に対する活動支援等に努める。

#### (企業誘致、起業の促進)

- 条件を満たした創業希望者に対しては、国の優遇策に加えて、本市独自の「企業立地促進助成制度」や「サテライトオフィス等誘致促進助成制度」を導入し、創業時の負担を軽減する。
- 東広島イノベーションラボの設置として、ミライノ+による新規起業家への支援を行う創業支援事業を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)安宿地区 A=23.9ha	広島県	豊栄地域
		農地中間管理機構関連農地整備事業(ほ場整備)戸野地区 A=24.8ha	東広島市	河内地域
		ため池水路整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
	林業	県営ため池等整備事業 才原池	広島県	河内地域
		金明線(舗装) L=951m W=4.0m	東広島市	福富地域
		東上板鍋線(舗装) L=836m W=4.0m	東広島市	福富地域
		陣ヶ岡線(舗装) L=1,375m W=4.0m	東広島市	河内地域
		笹目線(改良、舗装) L=500m W=4.0m	東広島市	河内地域
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	特産物加工施設整備事業	東広島市	豊栄地域
	(5) 企業誘致	豊栄拠点施設整備事業 【再掲】	東広島市	豊栄地域
(6) 起業の促進	豊栄拠点施設整備事業 【再掲】	東広島市	豊栄地域	
(9) 観光又はレク リエーション	白竜湖周辺整備事業	東広島市	河内地域	
(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要する経費の財源として活用する。 ・中山間地域等直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金 ・有害鳥獣対策事業 ・地域交流イベント開催費補助事業	東広島市	過疎地域 全 域	

#### (4) 産業振興促進事項

産業振興に当たっては、周辺市町との連携に努める。

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
福富町、豊栄町、河内町 全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和3年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

#### (5) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

##### ●産業施設

- ・道の駅、園芸センター及び有害獣処理加工施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。
- ・直売所等については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、効果的・効率的な運営を図ります。

##### ●道路

- ・定期点検、道路パトロールや市民からの通報等により点検箇所を絞り、目視による点検を行って、危険箇所を早期発見し、施設の健全性を保持します。
- ・舗装の年間計画を策定して優先順位を定め、損傷が軽微なうちに早期対策を行うなど、計画的な整備を行うことで長寿命化を図り、維持管理コストの平準化を目指します。
- ・トンネルについては、定期点検結果に基づき、修繕計画を策定し、適切な修繕を順次実施します。
- ・幹線道路については、災害時に国及び県と連携し安全確保に努めます。

●庁舎等

・市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。

・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

- 情報等の伝達システムは、電話、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、インターネット等で構成されている。
- 情報化社会の進展の中で、地域住民生活の利便性の向上や他地域との情報交流の拡充を図るために、多様な情報通信手段の利活用を促進し、情報の受発信体制の確立を図る必要がある。

### (2) その対策

情報通信技術を積極的に活用して、利便性の高い住民生活や産業の活性化を図るために、どこからでも高度な情報サービスが得られ、活発な情報の受発信を行うことができる環境の整備を進める。

- 地域の情報化については、地域間の格差の解消を目指すため、民間との機能分担を図りながら、光ファイバー網等の高速情報通信基盤の利活用を促進するとともに、情報化社会に対応して、情報化に係る普及啓発を進める。
- 行政の情報化については、公共施設のネットワーク化を図り、基本的な行政サービスの円滑な提供に努めるとともに、マイナンバーカードの運用開始により普及が見込まれる公的個人認証に対応した電子市役所の構築を進めるほか、市民ポータルサイトの運用など、ホームページによる情報提供の充実やGIS事業など幅広い分野におけるサービスの情報化を視野に入れた情報提供システムの構築を進めるとともに、こうした情報化に対応する人材の育成に努める。
- 地域の様々な市民の活動情報が集まる“まちづくり活動の情報共有スペース”として市民活動情報サイトを開設するとともに、その活用による地域の情報共有の促進に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	情報通信基盤整備事業	東広島市	過疎地域 全域
	(3) その他	市民ポータルサイト運用業務	東広島市	過疎地域 全域

#### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

##### ●その他の施設

- ・他のインフラ施設と同様に、優先して保全すべき施設を中心に、定期的な点検及び診断を実施し、予防保全型の維持管理手法の導入により施設の長寿命化を図ります。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### (道路)

- 過疎地域の道路網は、高速道路網として山陽自動車道が東西に走り、河内ICがあるほか、広島空港と河内ICを連絡する広島空港線が走っている。
- 山陽自動車道と中国自動車道を連絡する高規格道路東広島高田道路の整備が計画されている。
- 周辺地域との連絡及び地域相互を連絡する道路網としては、南北方向に走る国道375号及び国道432号、東西方向に走る国道486号の3路線を骨格として、主要地方道及び一般県道が国道を補完して地域内の道路ネットワークを構成している。
- これらの国道、県道は、過疎地域の振興を図る上で基幹をなす道路であり、広島空港や山陽自動車道河内ICへのアクセス、周辺地域との連絡、地域間連絡の強化を図るために、国、県と連携して整備に取り組む必要がある。
- 市道は、日常生活に密着した生活道路として、地域の振興、利便性の向上には欠かすことができないことから、順次整備を行っているものの、路線数が多いため、優先順位の高い路線から計画的に整備する必要がある。
- 農道及び林道については、農林業の振興及び集落環境の向上を図るために整備してきているが、狭幅員であることや未舗装の道路があり、通行の利便性・快適性を確保する必要がある。

#### (公共交通機関)

- 公共輸送機関としてはJR山陽本線とバス路線がある。
- JR山陽本線については、過疎地域に入野駅と河内駅があり、本市中心部及び広島市や三原市方面と連絡しているが、広島駅から白市駅間のシティ電車区間に比べ、入野駅以東は便数が半数以下と少なく、乗降客数は年々減少傾向にある。
- JR山陽本線は、本地域の通勤通学や日常生活における重要な交通手段であり、利用の増進と駅及びその周辺の整備を促進する必要がある。
- バス路線については、自家用車の普及に伴い、利用者が年々減少しているが、通勤通学者や子ども・高齢者等にとって欠くことのできない交通手段であり、バス路線及び便数の維持に努める必要があるほか、地域全体で公共交通機関を守る機運を醸成する必要がある。
- 公共交通が不便な地域については、地域の実情及びニーズに応じた交通手段の導入を進めてきており、一層の充実及び利用促進を図る必要がある。

### (2) その対策

#### (道路)

過疎地域内外との交流や地域の活性化を推進するため、基盤となる道路の総合的な整備を進める。

- 広域幹線道路については、東広島高田道路の整備を国、県に働きかける。
- 高規格道路を補完して隣接地域と連絡する国道375号、国道432号、国道486号の整備を国、県に働きかけるほか、市の中心部と過疎地域を連絡する放射道路を強化し、各地域から市の中心部へ30分程度で到達できる道路ネットワークの構築を図るとともに、地域相互を連絡する環状道路、市の中心部や過疎地域との高速交通体系の結節点（高速道路IC、JR各駅等）を連絡する

道路ネットワークの強化を図るために、国道、主要地方道、一般県道の整備を県に働きかける。

- 国道、県道等の幹線道路との整合性を図りながら、計画的な生活道路の整備や緊急度に応じた交通安全施設等の整備を進める。
- 農林業従事者の担い手不足や高齢化等に対応し、作業機械及び農産物や木材の運搬等の効率化による農林業の振興・強化が図られるように農道及び林道の整備を促進する。

#### (公共交通機関)

地域住民の通勤・通学、買物等に重要な役割を果たしているJR山陽本線やバス路線の維持・強化を図るとともに、公共交通が不便な地域における交通手段の確保を地域と連携して行う。

- JR山陽本線は、白市駅から三原駅間のシティ電車化を促進するとともに、河内駅・入野駅における利便性の向上に努める。
- 住民生活にとって最も身近な交通手段であるバス交通については、地域の拠点や市中心部、JR各駅等との相互の連絡を確保するなど、体系的なバス交通の再編を図るとともに、バス路線及び便数の維持を図るために運行支援に努めるほか、地域全体でバス路線を維持する意識の醸成を図る。
- 公共交通が不便な地域については、今後も地域住民の主体的な関わりや企業等の協力の下、地域全体で現行の交通手段の確保、充実及び利用促進を図る。
- 河内駅・入野駅においては、交通結節点として、鉄道とバス路線等の利便性・接続性の向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	上竹仁久芳線(；裏線)(改良) L=1,550m W=7.0m	東広島市	福富地域
		則友東西線(改良) L=86m W=5.0m (L=1,060m W=5.0m)	東広島市	福富地域
		造賀上戸野線(；田河内末宗線) (改良) L=1,000m W=5.0m	東広島市	福富地域
		上神東線(；百町上神西線)(改良) L=260m L=5.0m	東広島市	福富地域
		久芳能良線(；南線、；丁田河内線) (改良) L=2,100m W=5.0m	東広島市	福富地域
		久井線(改良) L=300m W=5.0m	東広島市	福富地域
		丁田川角線(改良) L=150m W=5.0m	東広島市	福富地域
		蔭地2号線(改良) L=400m W=5.0m	東広島市	福富地域
		栄1号橋線(；栄1号線)栄1号橋 (工事委託) L=22m W=4.0m	東広島市	福富地域
		大渡線(改良) L=400m W=5.0m	東広島市	福富地域
		三橋神郷線(改良) L=500m W=5.0m	東広島市	福富地域
		吉永屋線(改良) L=180m W=5.0m	東広島市	福富地域
		別府上別府下線(改良) L=60m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		安宿中屋線(改良) L=400m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		鍛冶屋日南線(改良) L=340m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		馬場谷八木線(；八木馬場谷線) (改良) L=850m W=6.0m	東広島市	豊栄地域
		兼広線(；八木馬場谷線)(改良) L=450m W=6.0m	東広島市	豊栄地域
		乃高線(改良) L=220m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		鍛冶屋中央縦線(改良) L=330m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		楊杓河本線(改良) L=1,200m W=6.0m	東広島市	豊栄地域
		乃美鍛冶屋線(；重兼下陰地線) (改良) L=2,300m W=7.0m	東広島市	豊栄地域
		馬場ヶ原蓮池線(改良) L=500m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		馬場ヶ原羽原線(改良) L=400m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		正城寺沖線(改良) L=200m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		見土路縦線(改良) L=150m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		下草井線(舗装) L=600m W=4.0m	東広島市	豊栄地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	行常上線(舗装) L=420m W=4.0m	東広島市	豊栄地域
		迫田助谷線(改良) L=140m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		貴船下別府線(改良) L=300m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		茅ヶ淵支線(改良) L=200m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		善天線(改良) L=800m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		安宿和田線(改良) L=455m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		失平線(;失平大内原線)(改良) L=200m W=5.0m	東広島市	河内地域
		下田踏切線(改良) L=121m W=3.0m	東広島市	河内地域
		城渡橋津谷線(中河内工区)(改良) L=150m W=5.0m	東広島市	河内地域
		入野駅前線(新設) L=100m W=7.0m	東広島市	河内地域
		駅前郷線(改良) L=450m W=5.0m	東広島市	河内地域
		中山東西線(;中山1号線)(改良) L=200m W=5.0m	東広島市	河内地域
		城渡橋津谷線(入野工区)(改良) L=1,000m W=6.0m	東広島市	河内地域
		田屋行武線(改良) L=370m W=5.0m	東広島市	河内地域
		月ノ瀬宮西線(改良) L=500m W=5.0m	東広島市	河内地域
		道面郷線(改良) L=537m W=5.0m	東広島市	河内地域
		大矢循環線(改良) L=100m W=4.0m	東広島市	河内地域
		行武線(改良) L=350m W=4.0m	東広島市	河内地域
		出合ノ宮寺沖線(改良) L=390m W=5.0m	東広島市	河内地域
		入野姿側線(改良) L=330m W=5.0m	東広島市	河内地域
		下郷正尺線(改良) L=900m W=5.0m	東広島市	河内地域
		桧谷勝矢線(改良) L=100m W=5.0m	東広島市	河内地域
		政宗線(改良) L=500m W=4.0m	東広島市	河内地域
中山東西線(;失平線)(改良) L=530m W=5.0m	東広島市	河内地域		
河内大道線(改良) L=160m W=5.0m	東広島市	河内地域		
松永線(改良) L=180m W=5.0m	東広島市	河内地域		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	戸野診療所線(改良) L=60m W=4.0m	東広島市	河内地域
		市町村道 道路維持	東広島市	過疎地域 全 域
		広島県電源立地地域対策補助事業	東広島市	河内地域
		次郎丸線(改良)	東広島市	河内地域
		橋りょう	野口上正尺線(改良) L=200m W=5.0m	東広島市
	(2) 農道	山根農道 L=340m W=4.0m	東広島市	河内地域
		切島農道 L=200m W=4.0m	東広島市	河内地域
		有田農道 L=170m W=4.0m	東広島市	河内地域
		中西谷農道 L=490m W=4.0m	東広島市	河内地域
		安宿農道 L=200m W=5.0m	東広島市	豊栄地域
		(3) 林道	金明線(舗装) 【再掲】 L=951m W=4.0m	東広島市
		東上板鍋線(舗装) 【再掲】 L=836m W=4.0m	東広島市	福富地域
		陣ヶ岡線(舗装) 【再掲】 L=1,375m W=4.0m	東広島市	河内地域
		笹目線(改良、舗装) 【再掲】 L=500m W=4.0m	東広島市	河内地域
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資 金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要す る経費の財源として活用する。 ・過疎地域公共交通対策事業 ・保育所通所バス運行事業 ・通学支援事業	東広島市	過疎地域全域  過疎地域全域 豊栄地域・河内地域 過疎地域全域
	(10) その他	鉄道活性化推進事業 (河内・入野駅のバリアフリー化)	東広島市	河内地域

#### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

##### ●道路

- ・定期点検、道路パトロールや市民からの通報等により点検箇所を絞り、目視による点検を行って、危険箇所を早期発見し、施設の健全性を保持します。
- ・舗装の年間計画を策定して優先順位を定め、損傷が軽微なうちに早期対策を行うなど、計画的な整備を行うことで長寿命化を図り、維持管理コストの平準化を目指します。
- ・幹線道路については、災害時に国及び県と連携し安全確保に努めます。

●橋りょう

- ・5年毎に橋長2 m以上の市道橋りょうを点検するとともに、点検評価が悪い橋りょうについて順次補修を行い、予防保全型の維持管理を実施します。
- ・利用者の安全確保と災害時の避難路や輸送路を確保するため、第三者被害や社会的な影響が大きいと想定される橋りょうから耐震性の向上を図ります。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### (上下水道の整備)

- 上下水道の整備は、農山村地域の快適な生活環境の形成を図り、若者等の定住を促進する上で、重要な要素となっている。
- 上水道については、福富地域及び河内地域の一部で管路及び水道施設を整備しているが、未普及地域への普及促進や老朽化した施設の更新等を行っていく必要がある。
- 下水道については、福富地域、豊栄地域、入野地域では特定環境保全公共下水道、河内地域では流域関連公共下水道の整備がほぼ完了している。
- 下水道整備区域以外においては、浄化槽の設置の支援を行っている。

#### (斎場の整備)

- 斎場は、公衆衛生及び市民生活の向上を図ることを目的とした、地域に欠かすことのできない施設であるが、施設の老朽化により、安全性・快適性に課題が生じている。

#### (地域環境保全対策の充実)

- 地球温暖化の防止に向けて、地域の特性を活かした新エネルギーの活用と省エネルギーの推進等の取組みが求められている。
- ごみ及びし尿の処理については、近隣市町で構成される広島中央環境衛生組合で処理を行っている。また、当該組合で整備する「広島中央エコパーク」を令和3(2021)年10月に供用開始し、これにより最終処分量ゼロの実現が可能となった。
- ごみの処理については、市民一人1日当たりの排出量及び資源化率が近年横ばいであり、ごみの減量化、資源化を推進する必要がある。
- し尿の処理については、下水道によるほか、浄化槽や戸別収集等によって行われている。

#### (消防・防災体制の充実)

- 消防体制は、常備消防として消防局があり、過疎地域には消防局東広島消防署北分署及び東分署を設置し、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を配備しているが、今後、高齢化の進行、交通事故の増加等により出動回数の増加が予想されるため、出動体制を強化する必要がある。
- 消防団については分団制となっており、各分団に格納庫、消防ポンプ等の消防施設・設備を配備しているが、多様化する災害に備えるため消防施設・設備の機能更新が必要になっている。
- 地域防災力向上のため、団員の確保に努めていく必要がある。
- 消防水利施設については、消防水利の不十分な地域が残っている。
- 今後は、常備消防の強化と消防団員の確保や資質の向上を図るとともに、消防装備の近代化、消防水利施設の充実を図る必要がある。
- 防災体制については、地域防災計画に基づいて、日頃の防災意識の啓発、地域における災害時の高齢者等への支援体制等の整備に取り組む必要がある。
- 自主防災組織の活動を活発化させるための支援が必要である。
- 災害時には、市民に広く、かつ、迅速に緊急情報を伝達していく必要がある。
- 避難所となる施設の整備・改修とともに良好な避難環境の構築が必要である。

(交通安全、防犯対策)

- 交通事故発生件数及び犯罪認知件数については減少傾向にあるが、高齢者が関係する死亡事故等も発生しており、安全・安心な生活の確保に向けた取組みを強化する必要がある。

(空家等対策)

- 人口減少率が高く高齢化が進む過疎地域において空家等が増加しており、適切な管理に関する取組みを強化する必要がある。

## (2) その対策

(上下水道の整備)

快適で衛生的な生活環境の形成を図るために、安全で安定した飲料水の確保と生活雑排水を衛生的に処理する下水道等の整備を推進する。

- 上水道については、県営沼田川水道用水供給事業からの用水や沼田川等による水源を確保し、地域の実情に応じた水道施設等の整備に努めるとともに、水道に対する住民意識の高揚を図る。
- 下水道については、沼田川流域関連公共下水道や特定環境保全公共下水道の適切な維持管理に努めるとともに、公共下水道区域外については、単独浄化槽又はくみ取りから合併浄化槽への転換の推進により、適切な汚水処理に努める。

(斎場の整備)

- 利用者に、安心・快適に利用してもらうことができ、最期の見送りの場としてふさわしい環境を提供するため、施設の維持管理を行う。

(地域環境保全対策の充実)

美しい自然環境を守り、地球環境にやさしい地域社会の形成を図るために、新エネルギーの活用や省エネルギーの推進など、環境への負荷をできる限り低減する社会システムの構築を目指す。

- 住民、事業者、行政が一体となって、一般廃棄物の適正な分別、収集、処理を進めるとともに、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努める。
- リデュース、リユース、リサイクル等を通じて、一般廃棄物の減量化・資源化を推進するほか、廃棄物の不法投棄の防止に努め、そのうち、産業廃棄物については、関係機関との連携を図りながら適切に対応する。
- 地域活動等を通じた水質・自然浄化や緑化など地域レベルの環境保全対策を推進するとともに、環境への負荷の低減に向けた取組みを推進する。

(消防・防災体制の充実)

住民生活の安全・安心を確保するために、消防施設の適正配置と防火水槽等の消防水利の設置を進め、消防・防災体制の強化に取り組む。

- 災害時の総合的な防災ネットワークシステムの構築に加え、避難施設となる公共施設の整備・耐震化を含めた改修、備蓄倉庫や各種資機材の配備等による良好な避難環境の構築、避難経路となる生活道路の改良等の整備に努めるとともに、常備消防と消防団との連携の強化を図る。

- 防災意識の啓発や災害時における身近な地域での助け合い、支え合いを効果的かつ円滑に行うため、自主防災組織、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの育成・強化を推進する。
- 各種危険箇所や避難場所等を記したハザードマップを活用して、避難行動要支援者に配慮した警戒避難体制を整備するとともに、消防救急車両の整備等による消防・防災体制の強化を図る。
- 防火水槽等の消防水利の設置を進めていき、災害時に適切な初期対応がとれるような体制を整えるほか、分散、老朽及び手狭な消防ポンプ格納庫を廃止し、消防車庫、待機室等を備えた消防団の拠点にふさわしい統合格納庫を整備し、消防力の充実強化を図る。
- コミュニティFMを活用した緊急告知ラジオの普及や防災情報等メール配信サービスへの登録等、多様な情報伝達手段の構築を図る。

#### (交通安全、防犯対策)

住民一人ひとりが安全かつ安心して生活できるように、交通安全対策や防犯対策の充実を図る。

- 高齢者や子どもをはじめとする住民の交通事故を未然に防止するため、歩道、交通安全施設の整備を推進するとともに、交通安全教育、広報・啓発活動により自ら安全行動がとれる意識づくりを推進する。
- 犯罪の発生しにくい地域社会の形成を図るため、住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進する。

#### (空家等対策)

空家等の増加を抑制し、管理不全の空家等を減少させるため、総合的に空家等対策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道 (平成29年度より 上水道)	簡易水道拡張事業 (平成29年度より上水道拡張事業)	東広島市	福富地域 河内地域
		管路更新(耐震化)事業	東広島市	福富地域 河内地域
		簡易水道施設更新事業 (平成29年度より施設更新(耐震化) 事業)	東広島市	福富地域 河内地域
		施設整備事業	東広島市	福富地域 河内地域
	その他	専用水道等設備改修事業	東広島市	豊栄地域 河内地域
		(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 (福富処理区) A=63.0ha	東広島市
	その他	特定環境保全公共下水道事業 (豊栄処理区) A=120.0ha	東広島市	豊栄地域
		沼田川流域関連公共下水道事業 (河内処理分区) A=220.3ha	東広島市	河内地域
		沼田川流域関連特定環境保全公共下 水道事業(入野処理分区) A=12.8ha	東広島市	河内地域
		沼田川流域関連公共下水道事業(建設 負担金)(沼田川処理区) A=233.1ha	広島県	河内地域
		小型浄化槽設置整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
		(4) 火葬場	斎場改修事業	東広島市
	(5) 消防施設	消防団施設等整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
		常備消防車両等整備事業	東広島市	豊栄地域 河内地域
		消防水利整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
		避難所整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資 金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要す る経費の財源として活用する。  ・中山間地域等直接支払交付金【再 掲】 ・多面的機能支払交付金【再掲】 ・空家等対策事業	東広島市	過疎地域 全 域
	(8) その他	交通安全施設整備事業	東広島市	過疎地域 全 域
		廃棄物処理施設整備事業	広島中央環 境衛生組合	過疎地域 全 域

#### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

##### ●水道施設

- ・水道事業施設は、市民の生活に不可欠な施設として継続保有を図り、必要な施設は計画的な更新を進めつつ将来的な水需要を踏まえ集約可能な施設の統合を推進します。
- ・定期的な点検を行うとともに、漏水事故及び設備故障等安定給水に支障をきたす事象や安全が確保できない事象が発生した場合は、速やかに修理します。
- ・点検で早急な補修が必要となった場合は即時対応とし、今後補修することで延命化が図れる場合は計画的な補修を行います。
- ・新設や更新の際には、耐震性を有する管種、耐久性を有する材料及び機器等を使用します。また、災害拠点病院等の重要給水施設への管路及び基幹管路等を別途優先して耐震化を図ります。

##### ●下水道施設

- ・令和元（2019）年度に策定した下水道施設の総合的なストックマネジメント計画等に基づき、施設更新及び耐震化・耐水化を進めていくとともに、汚水適正処理構想に基づき、計画的かつ効率的な汚水処理施設の適正配置を推進します。

##### ●火葬場

- ・施設及び設備の老朽化、人口の推移、火葬件数のピーク等を踏まえ、当面は既存施設の計画的な有効活用を図ることとしますが、将来的には施設の集約化によって施設数の削減を目指します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設と設備の長寿命化を図ります。

##### ●消防施設

- ・1分団につき1統合格納庫を原則として、老朽化した格納庫の集約を図り、施設数を削減します。
- ・既存施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、統合格納庫への集約を推進します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

##### ●その他の施設

- ・他のインフラ施設と同様に、優先して保全すべき施設を中心に、定期的な点検及び診断を実施し、予防保全型の維持管理手法の導入により施設の長寿命化を図ります。また、計画的な修繕及び更新により施設の機能の維持を図るとともに、利用者の安全を確保し、コストの縮減と平準化に努めます。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### (地域福祉)

- 日常の様々な場面における人と人との「つながり」の弱まりを背景に、社会的孤立等が問題となっている。
- 介護や育児といった分野ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題が顕在化してきている。
- これらの課題に対し、地域住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う「地域共生社会」の実現が求められている。

#### (児童福祉)

- 児童福祉については、核家族化の進行等により家庭や地域社会の養育機能が低下する中、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施するほか、社会全体で子育てを支援する子育て支援拠点機能の充実を図る必要がある。
- 就学前児童数の減少に伴い保育所入所者数も減少していることから、教育機能を有する認定こども園の設置を含む適切な子育てサービス機能の確保や、保護者の就業形態の多様化によるニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。

#### (高齢者福祉)

- 少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要がある。
- 一方、長寿化の進行に伴い、健康で、能力のある高齢者も増えており、高齢者の経験・能力の活用を図る必要がある。

#### (その他の福祉)

- 障害者に対する理解を深め、障害者の自立や社会参加を支援するとともに、母子・父子家庭及び寡婦に対する経済的自立と児童の健全育成を支援するための各種施策を講じており、今後も、これらの施策の充実を図る必要がある。

### (2) その対策

#### (地域福祉)

住民相互の支え合い、助け合いにより、住民一人ひとりが幸せに暮らせる社会の形成を目指す。

- 幅広い世代の市民へ意識啓発を行い、地域福祉活動の場づくり等を推進する。
- 地域における見守りサポーターなど、新たな担い手となる人材の育成を推進し、近隣住民で早期発見、対応ができる地域づくりを促進する。
- 複雑で複合的な課題を抱える世帯が包括的な支援を受けることができるよう地域連携、庁内連携の推進体制を構築する。

### (児童福祉)

誰もが安心して子どもを生き育てることに喜びが持てるように、地域全体で子育てを支援する社会の実現を目指す。

- 地域子育て支援センターや出産・育児サポートセンター等の整備及び運営等により、相談機能の強化を図るなど、家庭、地域、行政等が一体となって児童の健全な育成を図るとともに、保育所及び認定こども園の移転統合及び老朽化に伴う建替え等の整備及び長寿命化等に係る改修、特別保育及び学童保育の実施及び通所バスの運行等により働く親等に対する支援の充実を図る。
- 子育てに対する経済的負担を軽減するため、乳幼児・ひとり親家庭に対する医療費支給等の経済的支援を行う。

### (高齢者福祉)

誰もが安心して老いを迎えられるように、介護保険サービス、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、生きがい対策を推進する。

- 介護保険の相談・受付体制の充実、公平で客観的な要介護認定の実施、介護給付の適正化、介護サービスの質的向上を図りながら、円滑な介護保険事業の運営や地域包括支援センターを中核機関とする総合相談体制の充実・強化を図る。
- 在宅医療と介護の連携や認知症地域支援を推進するとともに、生活支援サービスの体制整備や家族介護者支援などの充実を図る。
- 元気な高齢者が生きがいや役割を持ち、生活支援サービスの担い手として地域の中で居場所と出番を作ることで、多様なニーズに応じていくとともに、介護予防を推進する。
- 高齢者が地域で生き生きと暮らせるように、老人クラブやシルバー人材センターへの支援等により、多様な活動の場の提供など社会参加の促進を図るとともに、高齢者の健康の保持、増進を図るため、予防からリハビリテーションに至る総合的な健康管理体制を確立するほか、生活の安定を図るため、各種福祉制度の充実を図る。

### (その他の福祉)

ノーマライゼーションの理念の下に、障害のある人が地域社会で安心して生き生きと暮らせる社会の実現を目指す。

- 市の子育て・障害総合支援センター「はあとふる」及び障害者(児)福祉施設や関係団体との連携の強化の下に、障害の種別・程度、年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労等の支援に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健・ 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設	児童福祉施設等整備事業	東広島市	河内地域
	(2) 認定こども園	児童福祉施設等整備事業	東広島市	福富地域 豊栄地域
	(7) 市町村保健 センター及び 母子健康包括 支援センター	福祉センター管理運営事業	東広島市	豊栄地域
	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資 金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要す る経費の財源として活用する。 ・保育所通所バス運行事業【再掲】	東広島市	豊栄地域 河内地域
	(9) その他	福富拠点施設整備事業 【再掲】	東広島市	福富地域

### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

#### ●保育施設

・概ね町単位に1か所以上配置することを基本とし、老朽化の状況と長期的な保育ニーズに基づき、民間施設等の立地状況を勘案しつつ、民営化も含めた適切な施設配置を推進します。

#### ●福祉施設

・総合福祉センター及び地域福祉センター並びに福祉センターについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●庁舎等

・市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- 過疎地域の医療施設は、病院が1か所、一般診療所が8か所、歯科診療所が6か所あるが、一般病床の入院施設が整備されていない。
- 入院施設は市中心部に依存しており、現在の医療体制は地域の医療需要に照らすと、必ずしも十分であるとはいえない。

### (2) その対策

住民一人ひとりが生涯にわたって健康な暮らしができるように、健康増進計画等に基づいてライフステージに対応した保健・医療の充実を図る。

- 健康管理意識の高揚と、乳児から高齢者に至るまでの疾病の予防から早期発見、治療、リハビリテーションに至る体系的な地域保健医療体制の確立に努めるとともに、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進する。
- 住民が安心して医療を受けられるように、東広島市全体として高次救急医療の充実や国公立病院の診療機能の充実を促進するとともに、過疎地域の住民がこうした医療機関を利用しやすい環境づくりを行うほか、過疎地域の実情に応じた診療所等の整備・充実を促進する。
- 医師会と連携した休日診療所、在宅当番医制の実施による小児救急を含めた初期救急医療の充実を図る。
- 在宅療養者を支援するために、医療機関と連携して訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等の在宅医療提供体制の充実を進める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要する経費の財源として活用する。 過疎地域公共交通対策事業【再掲】	東広島市	過疎地域 全域

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### (学校教育)

- 過疎地域では、小学校4校と中学校3校を設置しているが、児童・生徒数が減少している。
- 児童・生徒数が減少していることから、より良い教育環境を整備するため、小中一貫教育など、特色ある教育活動を推進する必要がある。
- 学校施設については、老朽化した校舎等の改修を図る必要がある。
- 教育内容は、指導法の工夫や改善に取り組んで研究会の開催や、学校と家庭・地域社会が連携して体験学習を推進するなど、特色のある学校づくりを目指している。

#### (スポーツ)

- スポーツ協会等の組織を通して指導者の養成を図るとともに、各種スポーツ行事を開催し、スポーツの振興に努めている。
- スポーツ施設としては、各地域にスポーツ施設、運動公園を設置しているほか、小中学校のグラウンド、体育館を一般開放しており、これらの施設の充実や利用しやすい環境づくりを進める必要がある。

#### (生涯学習、人材育成、人権)

- 生涯学習については、生涯学習センター、地域センター、図書館等の施設で多様な活動が行われており、これらの施設の整備、充実を図るとともに指導者の育成等に一層取り組む必要がある。
- 基本的人権が尊重される社会の実現を目指して、意識啓発や学習活動を推進してきており、今後ともこうした活動を一層推進する必要がある。

### (2) その対策

#### (学校教育)

就学前教育、学校教育については、創造力と郷土愛を育むとともに、変化する社会環境に柔軟に対応できる心豊かな幼児、児童及び生徒の育成を推進する。

- 基礎学力の定着を基本としつつ、興味、関心、能力、適性等に応じたきめ細かな学習指導や体験活動を通して確かな学力を付けるとともに、地域資源、歴史文化を活用した郷土学習を推進するほか、人権教育、情報教育、福祉教育及び環境教育など特色のある教育を推進する。
- 教職員の資質の向上や大学の人材を活用した教育を推進して、学校教育力のレベルアップを図るとともに、学校施設については、小中一貫教育化に伴う施設・道路整備や、耐震化工事の実施による危険校舎の解消、屋内運動場及びプール等の整備を推進する。
- 情報化、国際化など社会の変化に主体的に対応できる人間形成を図るための教育内容及び施設、設備の充実により、快適で潤いのある教育環境づくりを進める。
- 開かれた学校づくりに向けて、学校・家庭及び地域社会との連携を密にするとともに、地域内小中学校の合同活動や他地域の小中学校との交流活動を積極的に進めるほか、地域活動や交流の場として学校施設の活用を図るとともに、近隣の高等学校と連携した地域の活性化を図る。
- 移動図書館車を活用した図書サービスの充実を図る。

- 少子化社会への移行の中で、児童・生徒数の動向に対応した適正な教育環境の確保に努めるとともに、高等学校を含めた、遠距離通学児童・生徒の交通手段の確保を図る。
- 空き教室や小中学校の統合後の施設については、地域と連携して有効利用を検討する。

#### (スポーツ)

住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ活動に親しめるように、活動の場の拡充や指導者及びスポーツ団体の育成に努める。

- スポーツ施設の適正配置に配慮しつつ、スポーツ活動の場の拡充や設備の充実に努める。
- スポーツに関する情報の提供、指導者の育成・確保、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の団体育成を推進する。

#### (生涯学習、人材育成、人権)

住民一人ひとりが生涯にわたって、自発的に多様な学習活動に参加できる社会を実現するため、環境整備に努めるとともに、次代を担う青少年の健全育成に向けた体制づくりに取り組むほか、全ての人々の基本的人権が尊重される社会の形成を目指す。

- 生涯学習推進計画に基づき、活動の場としての生涯学習センター、地域センター、図書館等の充実や、多様な学習機会の提供、専門的な指導者の育成・確保等を推進するほか、活動団体に対する支援等に努める。
- 地域内外の多様な人材を活用するほか、家庭・学校・地域社会それぞれの果たす役割を充実させ、相互の緊密な連携の下に、地域に愛着を持ち、地域の特色ある文化、産業、まちづくりの担い手となる人材の育成に努めるとともに、地域の社会資源を活用して歴史や地域文化の伝承、ふるさと体験等を積極的に進める。
- 青少年の健全育成推進については、豊かな人間性や社会性を育むために、青少年相談事業の充実、青少年への多様な活動の場の提供、青少年団体の育成・支援を行うなど、地域全体で健全な青少年を育む体制づくりを行うほか、地域の特性を活かして農山村の多様な生活体験を学習できる場を提供する。
- 全ての人々の基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、人権に関する学習機会の充実を図るとともに、男女が互いに尊重する意識を高めるための学習を充実し、男女共同参画を推進する。

#### (公共施設の機能統合など有効活用の促進)

地域における公共公益サービスの向上と地域の実情に沿った適正な管理を行うために、公共施設の機能統合及び再編を進めるとともに、地域住民の主体的な参加による柔軟な施設運営を進める。

- 地域における公共公益サービスの向上を図るため、生活圈及び配置バランスの観点から、施設の耐用年数等も踏まえつつ、住民が利用しやすいように公共施設の機能統合等を進めるなど、効率的な施設運営に努める。
- 地域センターなど地域活動や市民の交流に不可欠な施設等については、周辺施設と複合化することで拠点性を高める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 水泳プール	河内小中一貫教育校建築事業	東広島市	河内地域
		小学校プール改築事業	東広島市	豊栄地域
	その他	小学校施設改修事業	東広島市	豊栄地域
		河内小中一貫教育校道路改良事業	東広島市	河内地域
		福富小中学校エレベーター設備改修工事	東広島市	福富地域
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	豊栄拠点施設整備事業	東広島市	豊栄地域
		福富拠点施設整備事業	東広島市	福富地域
		河内拠点施設整備事業	東広島市	河内地域
		地域センター改修事業	東広島市	過疎地域 全 域
	体育施設	スポーツ施設整備事業（福富多目的グラウンドトイレ設置）	東広島市	福富地域
		スポーツ施設整備事業（豊栄市民グラウンド防球ネット設置ほか）	東広島市	豊栄地域
	図書館	福富拠点施設整備事業【再掲】	東広島市	福富地域
		河内拠点施設整備事業【再掲】	東広島市	河内地域
	その他	社会教育・生涯学習活動推進事業	東広島市	過疎地域 全 域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要する経費の財源として活用する。 ・通学支援事業【再掲】	東広島市	過疎地域 全 域

### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

#### ●小学校

- ・現在の配置を維持することを基本としつつ、将来的な児童数の推計及び通学距離等を踏まえ、教育上の観点から適正配置を図ります。
- ・空き教室等を活用しての地域センター等の周辺施設の機能補完など、地域共生社会づくりの拠点としての役割も果たすことを目指します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び大規模改修を計画的に実施することで、経年劣化の進

行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●中学校

- ・概ね町単位に1か所以上配置することを基本としつつ、少子化の動向等を踏まえ、将来的に生徒数に対して規模が過大となる施設については、適正規模化を進めます。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び大規模改修を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●庁舎等

- ・市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●地域拠点

- ・地域センター及び地区拠点施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●体育施設

- ・各地域の施設を引き続き維持管理します。新設が必要な場合は、費用対効果を考慮した上で適正規模での整備を行い、利用率が低い施設は、劣化度や機能重複の状況を踏まえ、地域間の配置バランスを考慮しつつ廃止も含めて再編を推進します。
- ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行による老朽化を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

#### ●図書館

- ・各地域の利用ニーズに応じた様々なタイプの図書館機能の配置のあり方について検討し、ICT技術の活用、電子書籍やアウトリーチサービスの充実、他施設の有効活用による貸出返却の利便性の向上などのソフト事業の充実により、ハード整備に依存しない図書館サービスネットワークの構築を図ります。
- ・地域図書館については複合施設とし、地域におけるアウトリーチサービスも含めた運用を図ります。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- 少子高齢化が著しく進行する中、従来の集落単位での解決が困難な課題に対して、より効果的・効率的に対応していくため、概ね小学校区（旧小学校区を含む。）を単位とした住民自治協議会を設立し、地域課題を総合的に解決していく仕組みを構築している。
- 過疎地域においては、合併前から先進的にこうした住民自治の組織を設立し、課題解決にあっている地域も多いことから、こうした組織の安定的・継続的な活動を支援し、それぞれの地域課題の解決に向けて、地域住民の主体的な関わりによる課題解決の仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 人口減少のみならず、集落の維持や地域の活性化のためにも、UIJターンの受け入れなどの定住促進を行う必要がある。
- 人口の減少及び流出に伴って、空き家が増加していることから、対策を講ずる必要がある。
- 過疎地域には、合併以前に旧町行政の視点から様々な施設が整備されてきているが、少子高齢化が進む中で、類似する施設については、機能統合や用途変更等により、利用しやすさに配慮しつつ、有効活用を図る必要がある。

### (2) その対策

#### （集落の維持・活性化）

少子高齢化が進行している集落の維持・活性化を図るために、概ね小学校区（旧小学校区を含む。）単位で設立された住民自治協議会の活動を支援すること等により、集落における生活機能を確保しつつ、複数集落をネットワーク化する施策と基幹集落の拠点性を維持・強化することで、地域課題の解決に向けて、総合的に取り組める仕組みづくりを構築する。

- 各種補助金等を統合した地域で柔軟に用途が決定できる地域づくり推進交付金制度を活用することで、地域課題の解決に向けて、地域性を活かし、柔軟に対応できる環境を整備するとともに、住民自治協議会の活動拠点の確保・充実に努める。
- 集落支援員制度については、当面、住民自治協議会における自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等の連携により、その役割を担っていくこととするが、今後、地域の実情により、制度活用を必要とする場合は、本市にふさわしい形で制度の導入を進めることとする。
- 人口減少や高齢化が進行する地域において、地域を活性化して魅力の向上を図るためには、地域外から人材を誘致することも重要であることから、本市の魅力を効果的にPRすることでUIJターンの受け入れなどの定住促進を積極的に行うとともに、体制が整った地域については地域おこし協力隊を活用する。
- 様々な個別事情がある空き家については、その状況に応じて地域とも連携しながら、適正な管理や活用、除去などが行われるよう支援・指導を行うこととする。

#### （公共施設の機能統合など有効活用の促進）

地域における公共サービス向上と地域の実情に沿った適正な管理を行うために、公共施設の機能統合及び再編を進めるとともに、地域住民の主体的な参加による柔軟な施設運営を進める。

- 地域における公共サービス向上を図るため、生活圈及び配置バランスの観点から、施設の耐用年数等も踏まえつつ、住民が利用しやすいように公共施設の機能統合等を進めるなど、効率

的な施設運営に努める。

- 地域センターなど地域活動に不可欠な施設等については、地域で柔軟な運営、活用ができるような取扱いを行う。

#### (計画的な土地利用の推進)

地域の土地利用については、自然環境、景観との調和に配慮しつつ、地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを行うために、総合的かつ計画的な土地利用を進める。

- 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査等を計画的に実施する。

#### (美しいまちづくり)

地域の個性と魅力を高め、安らぎと潤いのある環境づくりを進めるため、地域資源を活かした美しいまちづくりを、住民、事業者、行政が一体になって推進する。

- 緑豊かな山並みや賀茂台地独自の景観の維持、保全、美しい道路景観づくり等に努める。
- 住民、事業者が一体となって主体的に進める景観づくり活動を支援する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金積立 ※過疎対策のための基金を造成し、当該基金の資金又は運用益の一部を、次に掲げる事業に要する経費の財源として活用する。 ・地域づくり推進交付金	東広島市	過疎地域 全 域
	(3) その他	地域おこし協力隊 豊栄拠点施設整備事業 【再掲】	東広島市	過疎地域全域 豊栄地域

### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

- 庁舎等
  - ・市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。
  - ・予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

- 地域の伝統文化は、住民生活へ潤いを与えるとともに心の豊かさを培うものであるほか、地域の個性ある発展の原動力となるものである。
- 近年、生活水準の向上、自由時間の増大、高齢者層の生きがい追求等により文化に対する志向は年々高まりを見せている。
- こうした活動は、今後も活発化するものと見込まれ、事業の後援や情報提供等の支援を充実する必要がある。
- 文化財の保護や継承についての関心も盛り上がってきており、文化財の保存・管理や公開活用を積極的に進める必要がある。

### (2) その対策

住民一人ひとりが生涯にわたって芸術文化活動に親しめるように、情報提供や活動の場の充実に努めるほか、歴史的文化遺産等の保存・活用や伝統芸能等の継承に努める。

- 地域住民が芸術文化活動に親しめるように、本市における施設の適正配置に配慮しつつ、芸術文化活動の場の充実に努める。
- 芸術文化に関する情報の提供、芸術文化団体の育成に努める。
- 歴史的文化遺産等の保存と活用を図るとともに、文化財に親しめる環境づくりを進め、地域の伝統芸能・伝統行事の継承に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(3) その他	文化財センター移転集約事業 (歴史民俗資料館、文化財収蔵庫の集約)  オオサンショウウオの宿管理運営事業	東広島市	福富地区  豊栄地区

### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

〈第2次東広島市公共施設等総合管理計画〉より抜粋

#### ●文化施設

- ・出土文化財管理センター、歴史民俗資料館等及び文化財収蔵庫については、用途廃止した既存施設の有効活用によって、集約化と一元化を進めます。
- ・文化財施設、芸術文化ホール、美術館及びオオサンショウウオの宿については、現在位置において既存施設の有効活用を図ることとします。

・文化財施設、芸術文化ホール、美術館及びオオサンショウウオの宿については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ります。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

- 近年、人間活動により増加した温室効果ガスによって地球温暖化が進行している。温暖化に伴う気温の上昇は国内外において確認され、近年の異常気象、災害の激甚化の原因と考えられており、今後も様々な影響が出ることが予測される。
- 国では、温室効果ガスの排出削減対策と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を両輪として、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進することとしている。
- 地球温暖化への対策として、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の推進等の取組みが求められている。気候変動への適応として、自立分散型のエネルギーの利用によるレジリエンス強化の取組みが求められている。

### (2) その対策

「パリ協定」、「2050年カーボンニュートラル宣言」の実現に向けた、温室効果ガスの削減とSDGsの達成を目指す。

- 太陽光発電施設やバイオマスを活用した設備等の導入による再生可能エネルギーの活用、高効率空調やLED等の活用による省エネルギー化の推進、蓄電池やコージェネレーションシステムの導入によるレジリエンス強化の推進を図る。
- 地域新電力を活用した再生可能エネルギーの域内利用によるエネルギーの地産地消の推進を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用 施設	公共施設等再生可能エネルギー設備 設置事業	東広島市	過疎地域 全域

### (4) 東広島市公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「第2次東広島市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

(国際交流・協力の推進)

- 今後ますます進展する国際化に対応し、国際理解を進める必要がある。

(基金の積立)

- 将来にわたる過疎地域の持続的発展に向けて、産業の振興、生活交通の維持・確保、生活環境の整備、地域間交流の推進、住民自治による地域づくりの推進は継続的に実施していく必要があり、その継続性を確保するために、長期的かつ安定的な財源を確保する必要がある。

### (2) その対策

(国際交流・協力の推進)

自分の国や地域の良さを再認識し、各々が相互理解と信頼関係の中で共に発展するために、国際交流・協力活動を促進するとともに、国際化に対応したまちづくり、人づくりを進める。

- 留学生や外国人就労者、外国人研究者など、本市の機能集積に伴って増加する在住外国人に対して、外国語による情報提供や生活相談等の生活支援を行い、外国人が暮らしやすい環境を整えるとともに、国際的な視野を持った人材の育成、主体的な住民の交流活動の促進やこれらのネットワークづくりを推進する。
- 関係機関や住民活動との連携を図りながら、地域の特性を活かした国際交流・協力活動を進めるとともに、都市間については、教育や研究、経済面での交流や人的交流の支援など、各分野にわたって多面的な交流を展開し、地域の活性化を図る。

(基金の積立)

過疎地域の住民が将来にわたり安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、過疎地域持続的発展特別事業に充当する基金の積立を行い、基金の資金を有効かつ長期的に活用することで、事業の継続性や効果の持続性を図る。

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次産業 観光	・中山間地域等直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金 ・有害鳥獣対策事業 ・地域交流イベント開催費補助事業	東広島市	過疎地域全域
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通 その他	・過疎地域公共交通対策事業 ・保育所通所バス運行事業 ・通学支援事業	東広島市	過疎地域全域 豊栄地域・河内地域 過疎地域全域
5 生活環境の整備	環境 その他	・中山間地域等直接支払交付金【再掲】 ・多面的機能支払交付金【再掲】 ・空家等対策事業	東広島市	過疎地域全域
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	児童福祉	・保育所通所バス運行事業 【再掲】	東広島市	豊栄地域 河内地域
7 医療の確保	その他	・過疎地域公共交通対策事業 【再掲】	東広島市	過疎地域全域
8 教育の振興	その他	・通学支援事業【再掲】	東広島市	過疎地域全域
9 集落の整備	その他	・地域づくり推進交付金	東広島市	過疎地域全域

過疎地域持続的発展特別事業の施策の効果について

事業	施策の効果
・中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における農業生産・農地保全活動を支援することにより、将来にわたり遊休農地や耕作放棄地の拡大の防止、農地の多面的機能や生活環境等の維持に寄与する。

<p>・多面的機能支払交付金</p>	<p>農地維持に対する地域の共同活動を支援することにより、農地の多面的機能の維持・発揮のほか、被覆植物の植栽による農地等法面の維持管理の省力化・景観形成、農業用施設の更新等による施設の長寿命化を図り、将来にわたり農業・農村の持続的発展、生活環境等の維持に寄与する。</p>
<p>・有害鳥獣対策事業</p>	<p>農林水産物に被害を与える有害鳥獣の侵入防止対策、捕獲対策、環境改善を総合的に実施することにより、被害の削減による収益増、営農意欲の維持・向上を図り、将来にわたり農林業の持続的発展に寄与する。</p>
<p>・地域交流イベント開催費補助事業</p>	<p>地域の自然等の特徴をコンセプトとして活かした、地域を代表する観光イベントの開催を支援することにより、地域内外からの観光客等の集客、交流を促進し、将来にわたり地域資源のPR効果による来訪者の拡大を図り、交流の活性化、地域産品の売上増による地場産業の活性化に寄与する。</p>
<p>・過疎地域公共交通対策事業</p>	<p>地域の実情に応じた手法により、買い物や通院など、住民の日常生活に必要な最低限の移動手段を確保することにより、将来にわたり生活の利便性の維持・向上に寄与するとともに、域内移動が活発になることで広域移動の役割を担う路線バス利用者増加への波及効果を図る。</p>
<p>・保育所通所バス運行事業</p>	<p>過疎地域においては、公共交通が不便な地域であるとともに、就学前児童の減少による保育所の統合に伴い送迎が遠距離になるなど、保護者の負担が増加したことから、遠距離通所児童の交通手段を確保することにより、将来にわたり子育て世代が当該地域に住み続けることができる環境整備に寄与する。</p>
<p>・通学支援事業</p>	<p>一定以上の通学距離がある児童を対象としたスクールバスの運行等、地域の実情に応じた通学支援を実施することにより、通学の安全性や利便性の確保を図ることで、将来にわたり子育て世代が当該地域に住み続けることができる環境整備、集落の維持・活性化に寄与する。</p>
<p>・空家等対策事業</p>	<p>過疎地域において増加傾向にある空き家について、「利活用」「除却」などを促進し、将来にわたり防災・衛生上や景観等も含めた生活環境の改善のほか、利活用による定住人口の増加に寄与する。</p>
<p>・地域づくり推進交付金</p>	<p>少子高齢化が進行している集落の維持・活性化を図るために、概ね小学校区（旧小学校区を含む。）単位で設立された住民自治協議会に対し、地域で柔軟に用途が決定できる地域づくり推進交付金により活動を支援することで、将来にわたり地域住民の主体的な関わりの下、持続可能な地域づくりの促進に寄与する。</p>